

^{い かた}伊方地域の緊急時対応 (全体版)

内閣府政策統括官(原子力防災)付
伊方地域原子力防災協議会

1. はじめに	P.3
2. ^{い かた} 伊方地域の概要	P.4
3. 緊急事態における対応体制	P.9
4. PAZ圏内の施設敷地緊急事態における対応	P.22
5. PAZ圏内の全面緊急事態における対応	P.33
6. 予防避難エリアにおける対応	P.42
7. UPZ圏内における対応	P.92
8. 放射線防護資機材、物資、燃料備蓄・供給体制	P.113
9. 緊急時モニタリングの実施体制	P.124
10. 原子力災害時の医療の実施体制	P.135
11. 国の実動組織の支援体制	P.144

1. はじめに

・この「緊急時対応」は、内閣府が設置した伊方^{いかた}地域原子力防災協議会において、四国電力(株)伊方^{いかた}発電所を対象とした原子力災害に関し、原子力災害対策重点区域を含む地方自治体の地域防災計画、避難計画及び国の緊急時における対応をとりまとめたもの。

2. ^{い かた}伊方地域の概要

伊方発電所の概要

- 伊方^{いかた}発電所は、四国電力(株)が愛媛県^{にしうわぐん}西宇和郡伊方町^{いかたちょう}に設置している原子力発電所である。
- 伊方^{いかた}発電所は、昭和52年9月に1号機の営業運転を開始。昭和57年に2号機、平成6年に3号機の営業運転を開始している。なお、1号機については、平成28年5月をもって廃止となった。

四国電力(株)伊方^{いかた}発電所について

(1) 所在地 愛媛県^{にしうわぐん}西宇和郡伊方町^{いかたちょう}

(2) 概要

1号機 : 56.6万kW・PWR
2号機 : 56.6万kW・PWR
3号機 : 89万kW・PWR

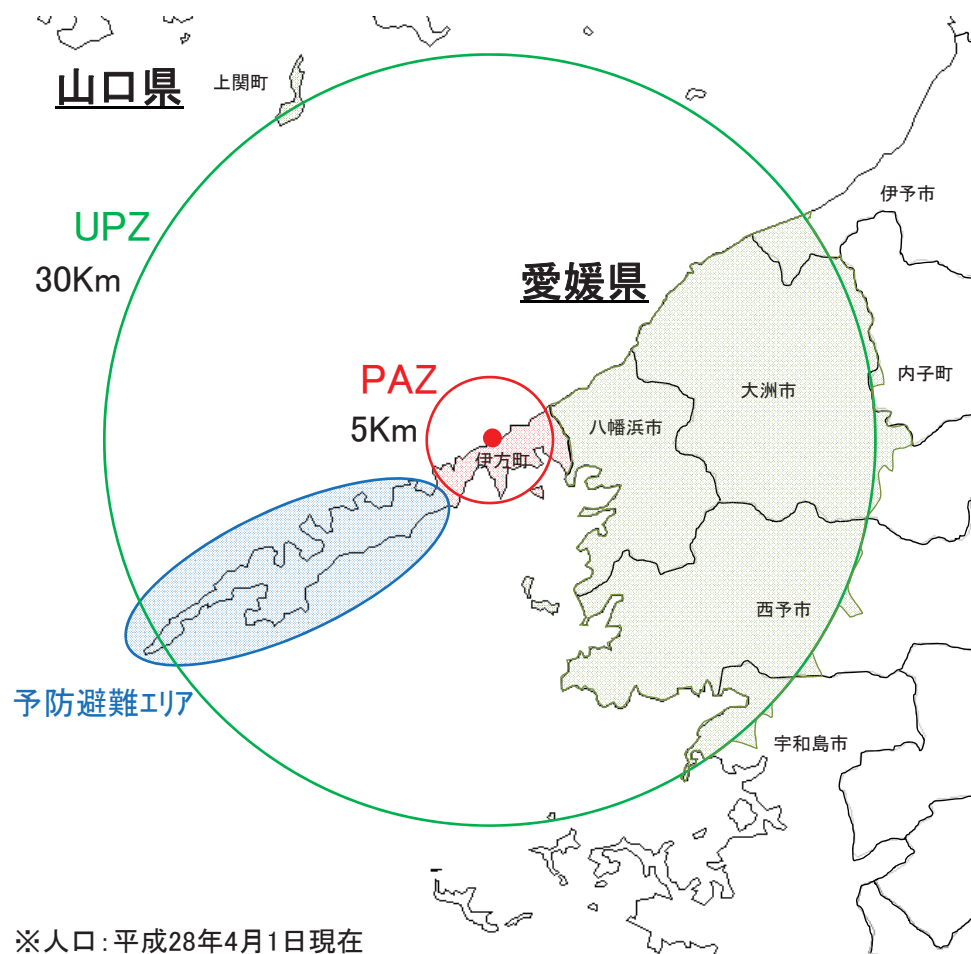
(3) 着工／運転開始／経過年数 (平成28年7月現在)

1号機 : 昭和48年 6月／昭和52年 9月／ 38年 (平成28年5月をもって廃止)
2号機 : 昭和53年 2月／昭和57年 3月／ 34年
3号機 : 昭和61年11月／平成 6年12月／ 21年



原子力災害対策重点区域の概要

- 愛媛県地域防災計画及び山口県地域防災計画では、原子力災害対策指針に示されている「原子力災害対策重点区域」として、発電所より概ね5kmを目安とするPAZ圏内、発電所より概ね5～30kmを目安とするUPZ圏内の対象地区名を明らかにしている。
- 伊方地域における原子力災害対策重点区域は、PAZ圏内は伊方町、UPZ圏内は5市3町にまたがる。
- 伊方町の予防避難エリア（PAZ圏以西の佐田岬半島地域）の住民4,724人については、避難経路が発電所の近傍を通ることから、PAZ圏に準じた避難等の防護措置を準備することとしている。



※人口：平成28年4月1日現在

出典：国土地理院ホームページ（<http://maps.gsi.go.jp/#10/33.516782/132.540436>）
「白地図」国土地理院（<http://maps.gsi.go.jp/#10/33.516782/132.540436>）をもとに内閣府（原子力防災）作成

<概ね5km圏内>

PAZ（予防的防護措置を準備する区域）：

Precautionary Action Zone

⇒急速に進展する事故を想定し、事故が発生したら直ちに避難等を実施する区域

1町（伊方町（愛媛県）） 住民数：5,340人※

<概ね5～30km圏内>

UPZ（緊急時防護措置を準備する区域）：

Urgent Protective Action Planning Zone

⇒事故が拡大する可能性を踏まえ、避難や屋内退避等を準備する区域

5市3町（伊方町、八幡浜市、大洲市、西予市、
宇和島市、伊予市、内子町（愛媛県）、
上関町（山口県）） 住民数：116,439人※

<PAZ圏以西の佐田岬半島地域>

予防避難エリア（PAZ圏に準じた避難等の防護措置を準備する区域）：

1町（伊方町（愛媛県）） 住民数：4,724人※

原子力災害対策重点区域周辺の人口分布（一般住民）

- PAZ圏内人口は5,340人、UPZ圏内人口は116,439人、原子力災害対策重点区域内の人口は合計で121,779人。

関係市町名		PAZ圏内		UPZ圏内				合 計	
		(概ね5km圏内)		(概ね5～30km圏内)					
				予防避難エリア さだみさき (PAZ圏以西の佐田岬半島地域)					
愛媛県	いかたちょう 伊方町	5,340人	2,413世帯	4,724人	2,345世帯	4,724人	2,345世帯	10,064人	4,758世帯
	やわたはまし 八幡浜市			35,643人	16,547世帯			35,643人	16,547世帯
	おおずし 大洲市			41,851人	18,619世帯			41,851人	18,619世帯
	せいよし 西予市			29,050人	13,343世帯			29,050人	13,343世帯
	うわじまし 宇和島市			4,263人	1,584世帯			4,263人	1,584世帯
	いよし 伊予市			759人	309世帯			759人	309世帯
	うちこちょう 内子町			123人	49世帯			123人	49世帯
小 計		5,340人	2,413世帯	116,413人	52,796世帯	4,724人	2,345世帯	121,753人	55,209世帯
山口県	かみのせきちょう 上関町			26人	20世帯			26人	20世帯
小 計				26人	20世帯			26人	20世帯
合 計		5,340人	2,413世帯	116,439人	52,816世帯	4,724人	2,345世帯	121,779人	55,229世帯

※人口：平成28年4月1日現在

昼間流入人口（就労者等）の状況

- 平成22年国勢調査によると、伊方町^{いかたちょう}全体での他市町からの昼間流入人口は、約1,600名／日。
- また、平成24年経済センサスによると、四国電力関連企業及び物流関連企業を中心に522事業所、約3,800人がPAZ圏内(5km)及び予防避難エリアにて就労。
- 就労者の多くは、自家用車又は民間企業が所有するバスを通勤手段としている。

	県内他市町からの 流入人口	県内他市町への 流出口	差引増△減
^{いかたちょう} 伊方町	1,559人	901人	658人

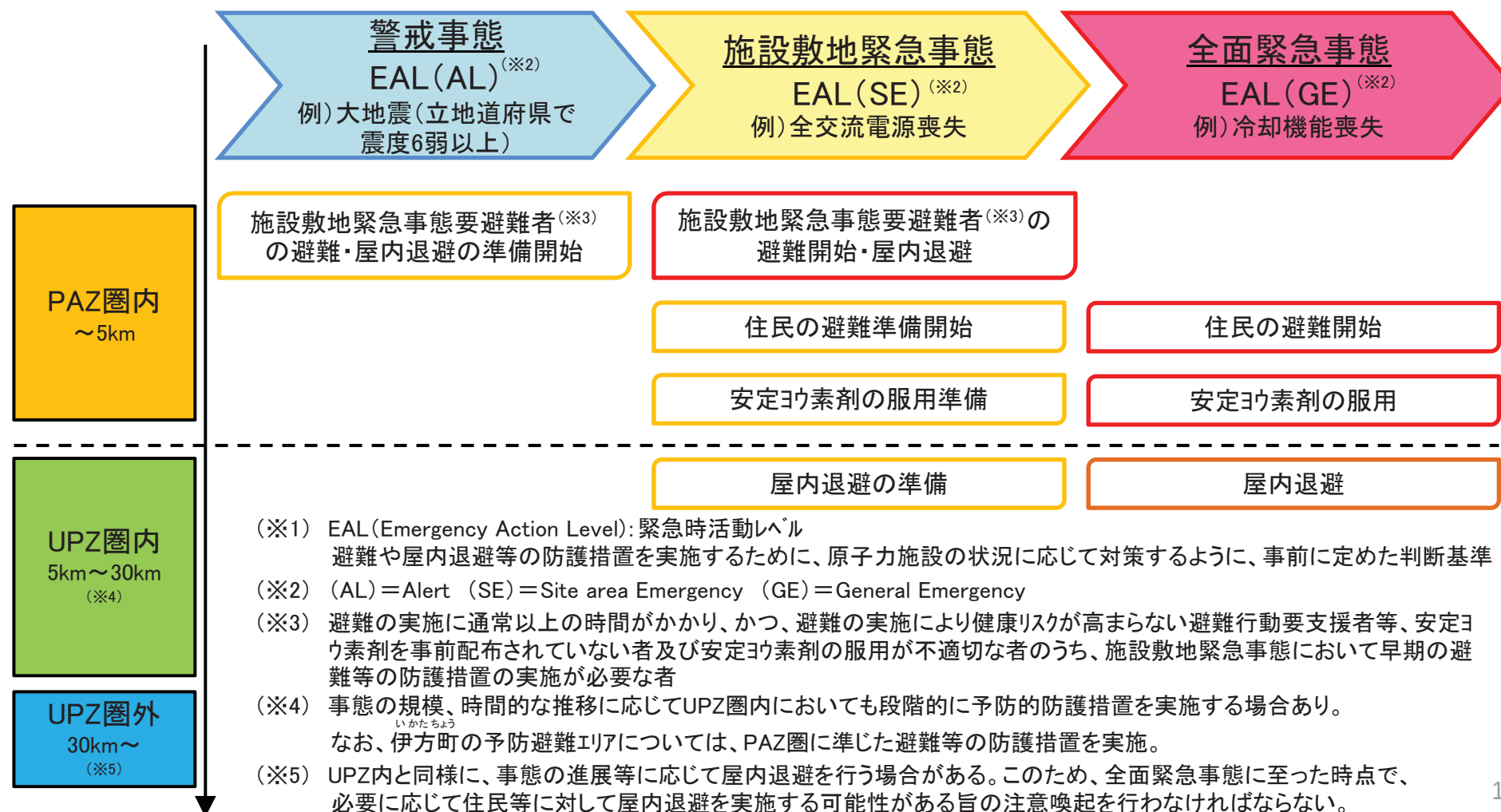
※平成22年国勢調査従業地・通学地集計 従業地・通学地による人口・産業等集計(総務省統計局)

PAZ圏内及び 予防避難エリア対象地域	事業所数	従業員数
^{いかた} 伊方地域	264	2,720人
^{せと} 瀬戸地域	91	490人
^{みさき} 三崎地域	167	627人
合 計	522	3,837人

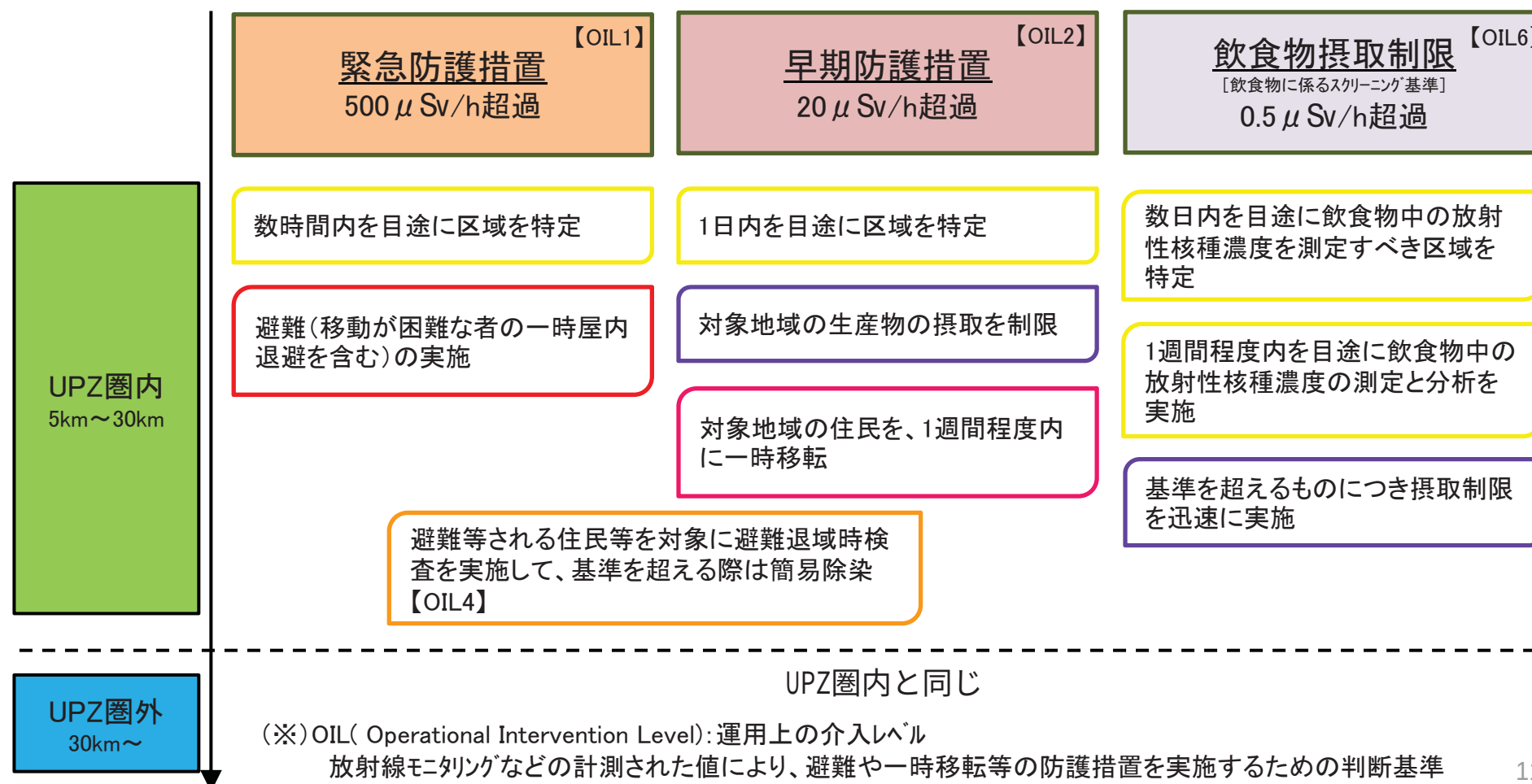
※総務省・経済産業省『平成24年経済センサスー活動調査』の調査票情報を基に現地確認を行った上で独自集計したもの

3. 緊急事態における対応体制

- 緊急事態の初期対応段階においては、放射性物質の放出前から、必要に応じた防護措置を講じることとしている。
- 具体的には、原子力施設の状況に応じて、緊急事態を3つに区分。



- 放射性物質の放出後、高い空間放射線量率が計測された地域においては、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日以内に住民等について避難等の緊急防護措置を講じる。
- また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間程度内に一時移転等の早期防護措置を講じる。



愛媛県、山口県及び関係市町の対応体制

- 警戒事態で、愛媛県及び愛媛県内の全ての関係市町は、災害警戒本部(伊方町:緊急会議)を設置し、山口県及び上関町は警戒態勢をとる。
- 施設敷地緊急事態で愛媛県及び愛媛県内の全ての関係市町は、災害対策本部を設置。
- 全面緊急事態で、山口県及び上関町は、災害対策本部を設置。
- 関係市町の災害警戒本部(伊方町:緊急会議)等では、要員参集、情報収集・連絡体制の構築、住民等に対する情報提供をはじめ、PAZ圏内及び予防避難エリアにおける避難行動要支援者の避難準備を開始。



 内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

-
- 原子力災害対策本部
本部長：内閣総理大臣
- 愛媛県オフサイトセンター
せいよし
(西予市)
- 原子力災害現地対策本部
本部長：内閣府副大臣
関係省庁要員が緊急時に参集
- 緊急時モニタリングセンター
- 合同対策協議会
- 関係県
災害対策本部
- 関係県
現地本部
- 関係市町
連絡員
- 住民
- ・住民広報や避難計画に基づき避難・屋内退避等を実施
- 緊急事態応急対策活動
- 関係市町
- 防護措置の指示
住民広報
避難誘導 等
- 要請
- 被災者の
救援等の支援
- 実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)
○指定公共機関(国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 等)

国の職員・資機材等の緊急搬送

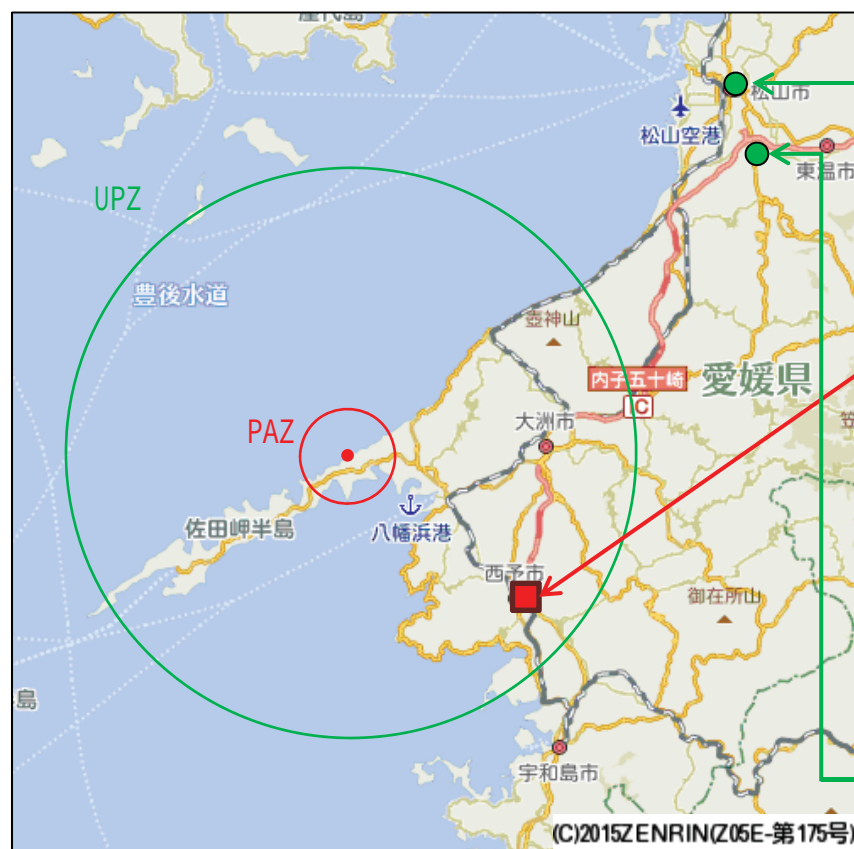
- 施設敷地緊急事態発生の通報後、あらかじめ定められた100名程度の国の職員等をオフサイトセンター及び各県に派遣。併せて必要な資機材の緊急搬送を実施。
- その後、状況に応じて追加要員及び資機材の緊急搬送を実施。

<具体的な移動及び輸送支援のスキーム>



オフサイトセンターの放射線防護対策・電源対策

- 愛媛県オフサイトセンターは、免震構造、鉄筋コンクリート造4階建ての構造になっている。
- 放射線防護対策
 - ・放射線防護対策(換気設備・フィルタ設置、窓枠の二重化等の気密性向上等)を実施済み。
- 電源対策
 - ・無停電電源装置、自家用発電機を設置(7日間分の電源を確保)。自家用発電機の燃料不足時には、電源車用電源受け口より、四国電力が用意する電源車で継続して電源を供給。



愛媛県オフサイトセンター (西予市)
(発電所からの距離約24km)

仮にオフサイトセンターが機能不全に陥った場合でも、代替オフサイトセンターに移動し、対応可能。

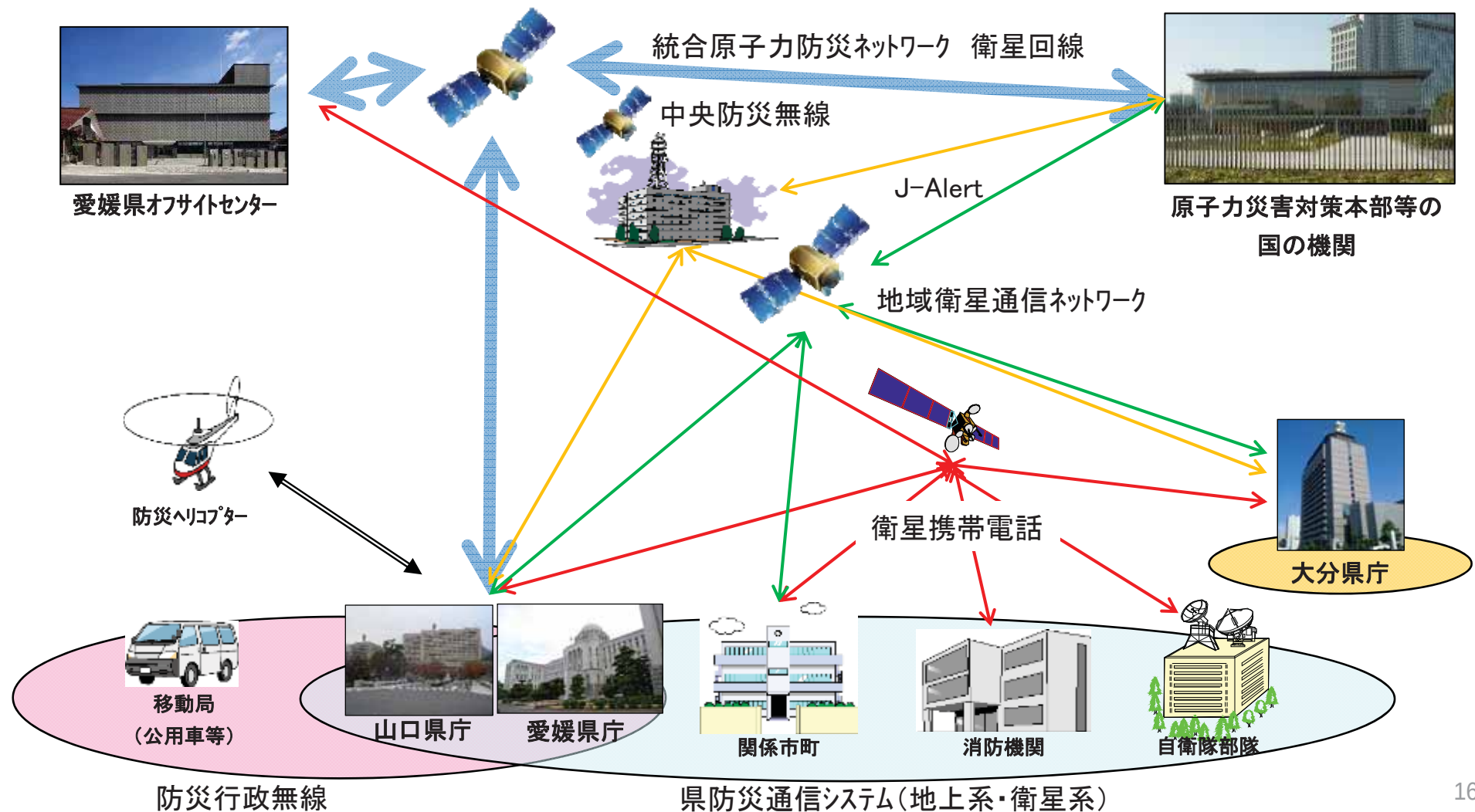
いかた
伊方発電所の代替オフサイトセンター

まつやまし
○愛媛県庁(松山市): 約57km
(自家用発電機により、3日間稼働)

とべちよう
○砥部町文化会館(砥部町): 約53km
(自家用発電機を整備中(平成28年度完了予定、3日間稼働))
※距離はいずれも発電所からの直線距離

連絡体制の確保

- 一般回線が通信不全の時には、原子力災害対策用に整備されているTV会議回線を含む専用通信回線を使用し、更に専用通信回線が不全の場合は、衛星回線を使って、連絡体制を確保。
- その他、中央防災無線、衛星携帯電話等を使用し、連絡体制を確保。



住民への情報伝達体制

- 防護措置（避難、一時移転、安定ヨウ素剤の服用指示等）が必要になった場合は、原子力災害対策本部から、関係県及び関係市町に、その内容をTV会議等を活用し迅速に情報提供。
- 関係市町は、防災行政無線、広報車、CATV、緊急速報メールサービス等を活用し、住民へ情報を伝達。



愛媛県による住民への情報伝達体制

- 愛媛県災害対策本部では、防護措置(避難、一時移転、安定ヨウ素剤の服用指示等)や被害情報(道路、建物等)に関する情報を、愛媛県ホームページや、ツイッター、フェイスブック、スマートフォン用アプリを活用して住民へ伝達。

愛媛県災害対策本部

情報集約・発信



- ・被害情報
(道路、建物等)
- ・避難情報等
(避難所等) 等

- ・ホームページ
- ・ツイッター
- ・フェイスブック
- ・スマートフォンアプリ 等

愛媛県ホームページ



HP
リンク

国による道路被害情報等



公式Twitter



公式Facebook



スマートフォン用アプリ



情報
発信

住民



愛媛県によるスマートフォンを用いた住民への情報伝達

- 愛媛県災害対策本部では、愛媛県原子力情報ホームページに掲載した防護措置（避難、一時移転、安定ヨウ素剤の服用指示等）に関する情報を、スマートフォン用アプリを活用して住民へ伝達。



愛媛県災害対策本部

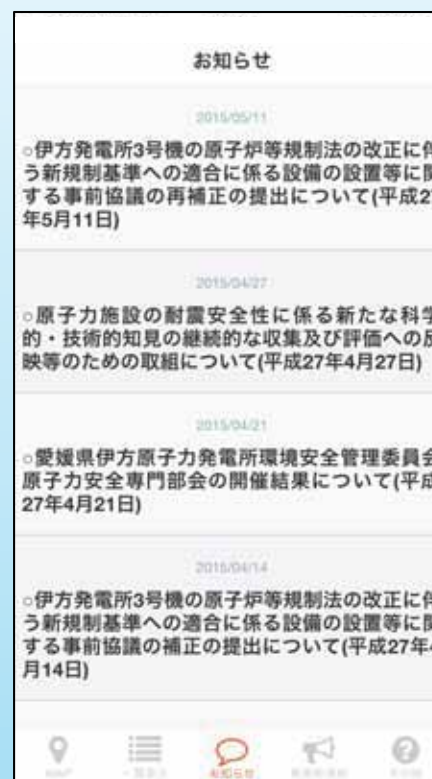
お知らせ
(報道発表等)

スマートフォン用アプリ



プッシュ通知による
受取りが可能

愛媛県から住民に対して情報を伝達(イメージ図)



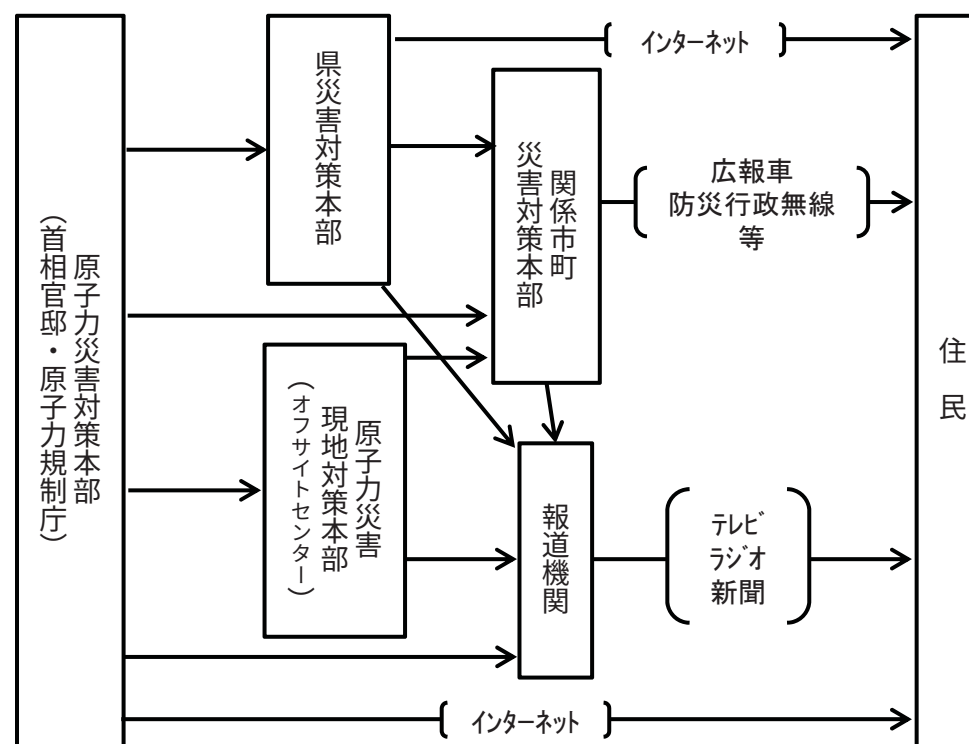
- 迅速かつ適切な広報活動を行うため、事故情報等に関する中央での記者会見は官邸(内閣官房長官が会見を行い、原子力規制委員会委員等が技術的な内容等を補足説明)において実施。
- 現地での記者会見については、オフサイトセンターにおいて実施。
- 必要に応じ、在日外国大使館等に情報提供を行うとともに、在外公館を通じて、本国政府や現地メディアへ情報提供。

【主な広報事項】

- ①事故の発生日時及び概要
- ②事故の状況と今後の予測
- ③発電所における対応状況
- ④行政機関の対応状況
- ⑤住民等がとるべき行動
- ⑥避難対象区域又は屋内退避区域

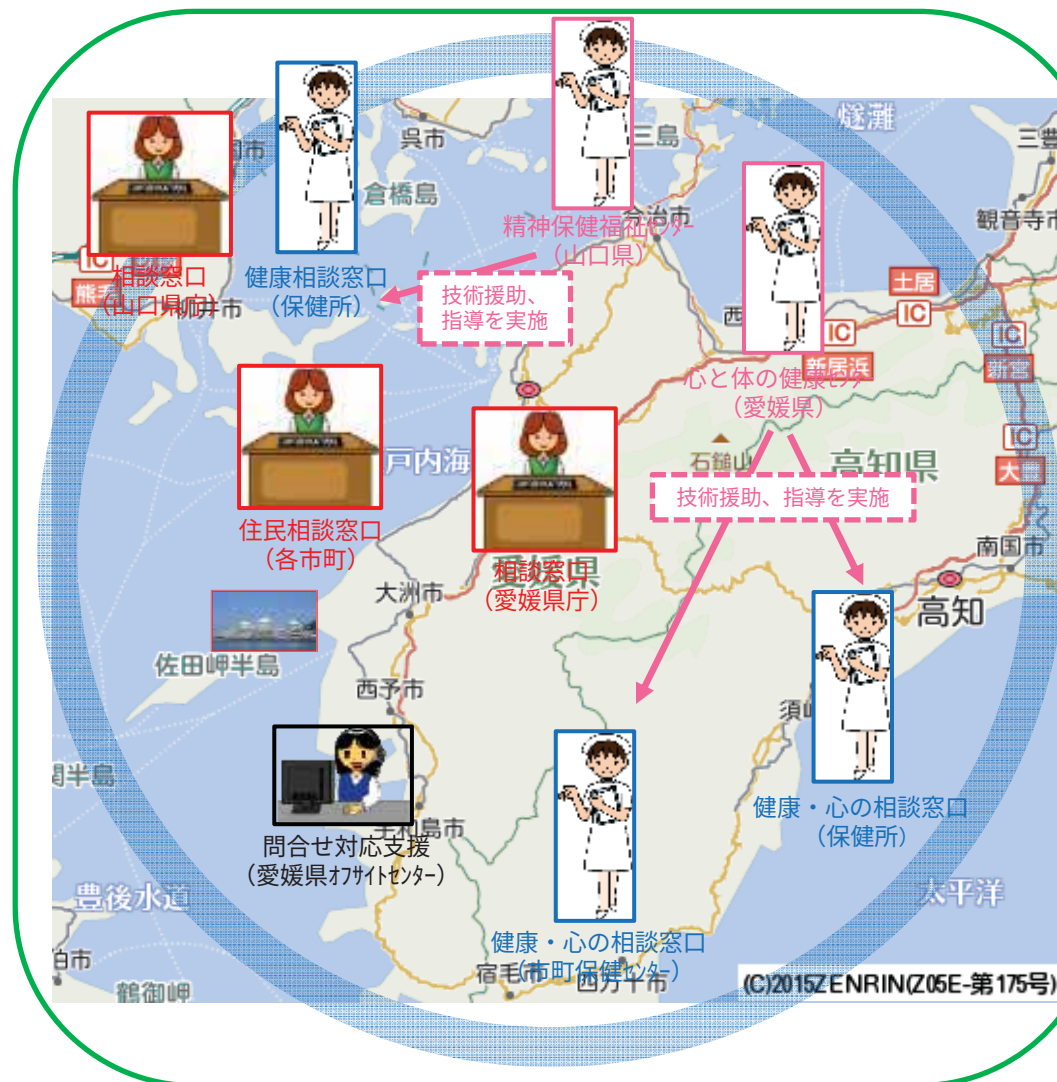
一元的に情報発信を行うことができる体制を構築するとともに、発信した情報を共有

【情報発信のイメージ】



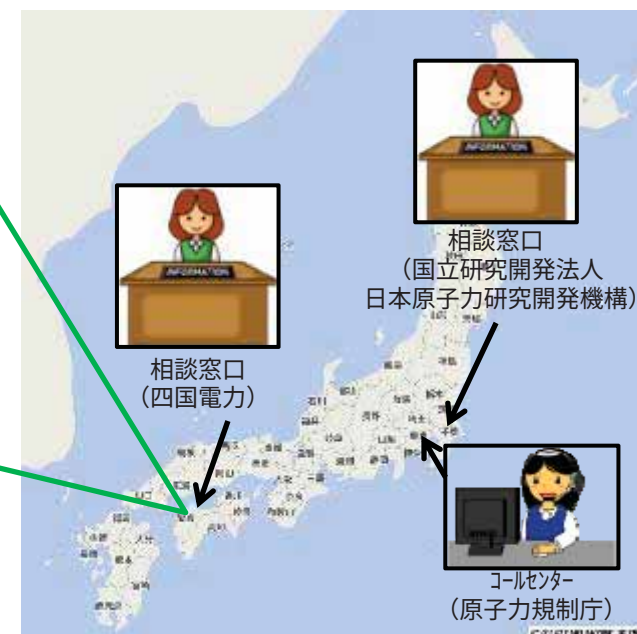
国、愛媛県、山口県、関係市町による住民相談窓口の設置

- 国は、一般からの問合せに対するコールセンターを設置(原子力規制庁)。
- 愛媛県、山口県及び関係市町は、住民からの問合せに対応する相談窓口を設置するとともに、被災者に対する相談窓口を設置。
- オフサイトセンターでは、愛媛県、山口県及び関係市町の問合せ対応を支援。



住民等のニーズを見極め、柔軟に対応

- ①事故の発生日時及び概要
- ②事故の状況と今後の予測
- ③発電所における対応状況
- ④行政機関の対応状況
- ⑤住民等がとるべき行動
- ⑥避難対象区域又は屋内退避区域
- ⑦被災企業等への援助・助成措置
- ⑧被災者からの損害賠償請求(四国電力)



4. PAZ圏内の施設敷地緊急事態 における対応

＜対応のポイント＞

1. PAZ圏内小・中学校、保育所の児童等について、移動手段を確保し、避難を開始すること。
2. PAZ圏内の社会福祉施設の入所者を、あらかじめ定められた避難先施設へ移送又は自施設（放射線防護施設）内で屋内退避すること。
3. 在宅の避難行動要支援者を、あらかじめ定められた避難先又は近傍の放射線防護施設へ移送すること。
4. 全面緊急事態に備えて、PAZ圏内の住民に避難準備を呼びかけるとともに、一時集結所・避難先の開設、移動手段の確保等の準備を開始すること。

愛媛県及び伊方町における初動対応

- 愛媛県は、警戒事態が発生した段階で、愛媛県庁に警戒本部を設置し、警戒本部参集要員約100名が参集。事態の進展に応じ、応急対応に必要な人数を増員し、施設敷地緊急事態で、災害対策本部及び地方本部・支部を設置。
- 伊方町は、警戒事態が発生した段階で、伊方町役場に緊急会議を設置し、緊急会議メンバー13名が参集。事態の進展に応じ、応急対応に必要な人数を増員。施設敷地緊急事態で、災害対策本部及び現地災害対策本部を設置し、全職員が参集。
- 警戒事態が発生した段階で、避難行動要支援者の避難準備のため、愛媛県及び伊方町は、町内移動用車両及び一時集結所、学校、福祉施設に避難用車両の手配を開始するとともに、伊方町は、伊方中学校に14名、瀬戸総合体育館に7名の職員を配置し、一時集結所の設営準備を開始。
- 伊方町は、各集落の自主防災組織や消防団と情報共有を図り、地域コミュニティと一体となった避難誘導體制を構築。



住民への情報伝達

- 伊方町は、防災行政無線、広報車、CATV、緊急速報メールサービス等を活用し、住民へ情報を伝達。また、一時集結所である伊方中学校及び瀬戸総合体育館に派遣された職員は、移動系防災行政無線や衛星携帯電話等により、伊方町と情報を共有。
- 消防団や自主防災組織は、住民に情報伝達を行うため、各消防団に配備している携帯端末、車載端末のデジタル防災行政無線や、各地区の防災行政無線屋外拡声子局に設置された双方向通信機により、伊方町と避難者の状況や避難誘導体制等、地域コミュニティを活用した情報共有を実施。
- 社会福祉施設、保育所、小中学校への情報伝達は、伊方町から実施。

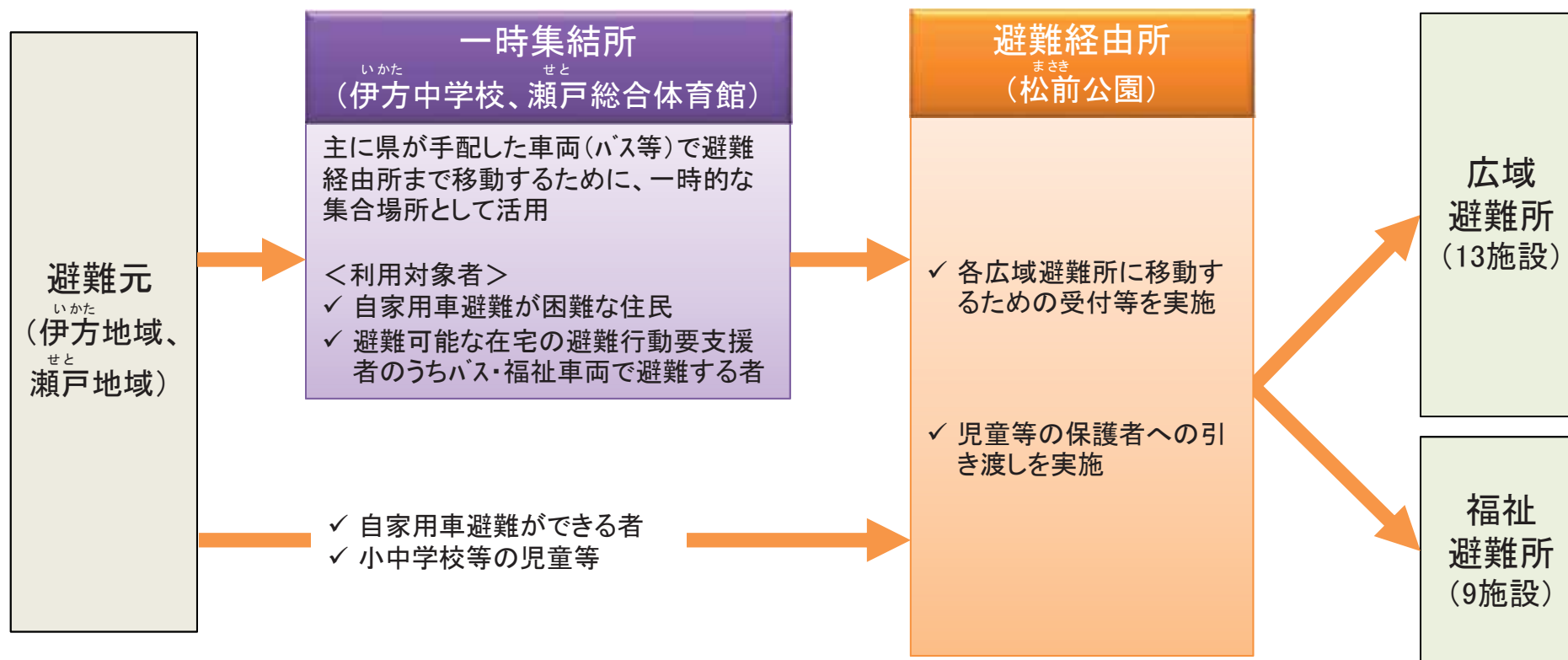


- 伊方町は、防災行政無線、広報車、CATV等を活用し、住民へ情報を伝達。
- 一時集結所である伊方中学校及び瀬戸総合体育館に派遣された職員は、移動系防災行政無線や衛星携帯電話等により伊方町と情報を共有。



消防団は移動系デジタル防災行政無線等により情報共有

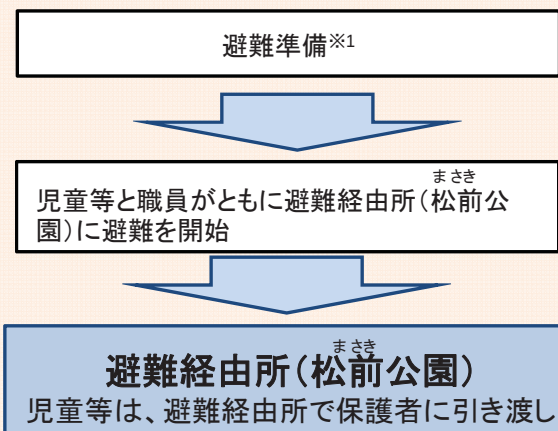
- 警戒事態が発生した場合、伊方町は、住民広報、県に対して避難用車両等の手配依頼、一時集結所及び避難経由所の開設準備を行う。一方、避難行動要支援者等は、避難準備等行う。
- 施設敷地緊急事態になった場合、伊方町は、住民へ避難準備の周知を行う。一方、避難行動要支援者等は、支援者が同行することで避難可能な者等はあらかじめ定められた避難先施設、避難経由所等へ避難を開始する。なお、無理に避難すると健康リスクが高まる者は屋内退避を実施する。避難経由所へ避難の後、広域避難所又は福祉避難所へ移動する。
- 全面緊急事態になった場合、伊方町は住民に避難を指示。自家用車で避難が可能な住民は避難経由所へ避難し、自家用車による避難が困難な住民は、一時集結所に集合のうえ、避難経由所へ避難。その後、広域避難所へ移動する。



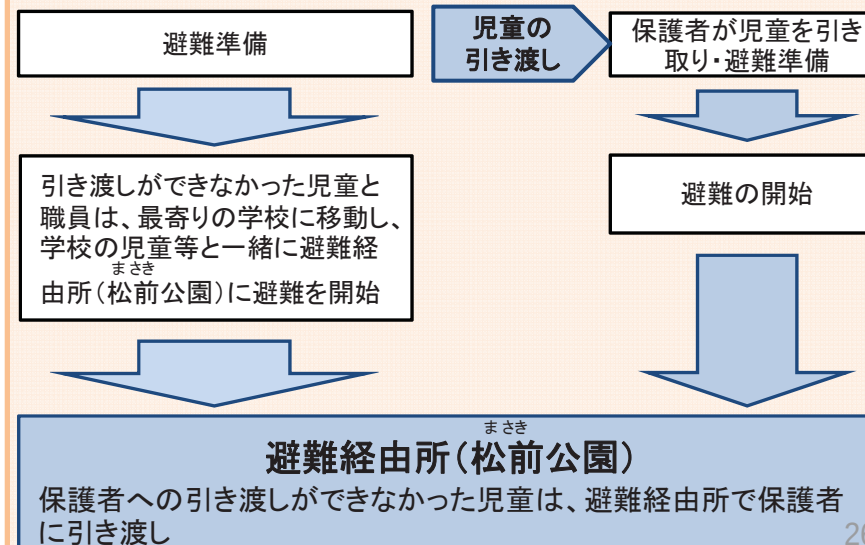
PAZ圏内の学校・保育所の避難

- PAZ圏内の4つの小中学校の児童等(約310人)は、警戒事態になった場合、避難準備を開始し、施設敷地緊急事態になった場合、職員とともに避難経由所(松前公園)に移動後、保護者に引き渡す。
- PAZ圏内の4つの保育所の児童(約140人)は、警戒事態になった時点で保育を中止し、保護者へ引き渡す。保護者への引き渡しができなかった児童は、施設敷地緊急事態になった場合、職員とともに最寄りの学校に移動のうえ、学校の児童等と一緒に避難経由所(松前公園)に避難し、保護者に引き渡す。
- 全ての学校・保育所において個別避難計画を策定済。

学校			
学校名	人数		
	児童等	職員	合計
水ヶ浦(みずがうら)小学校	20人	8人	28人
伊方(いかた)小学校	108人	14人	122人
九町(くちょう)小学校	62人	16人	78人
伊方(いかた)中学校	121人	23人	144人
合 計 (4施設)	311人	61人	372人



保育所			
保育所名	人数		
	児童	職員	合計
大浜(おおはま)保育所	17人	5人	22人
伊方(いかた)保育所	92人	19人	111人
九町(くちょう)保育所	22人	8人	30人
加周(かしゅう)保育所	8人	6人	14人
合 計 (4施設)	139人	38人	177人

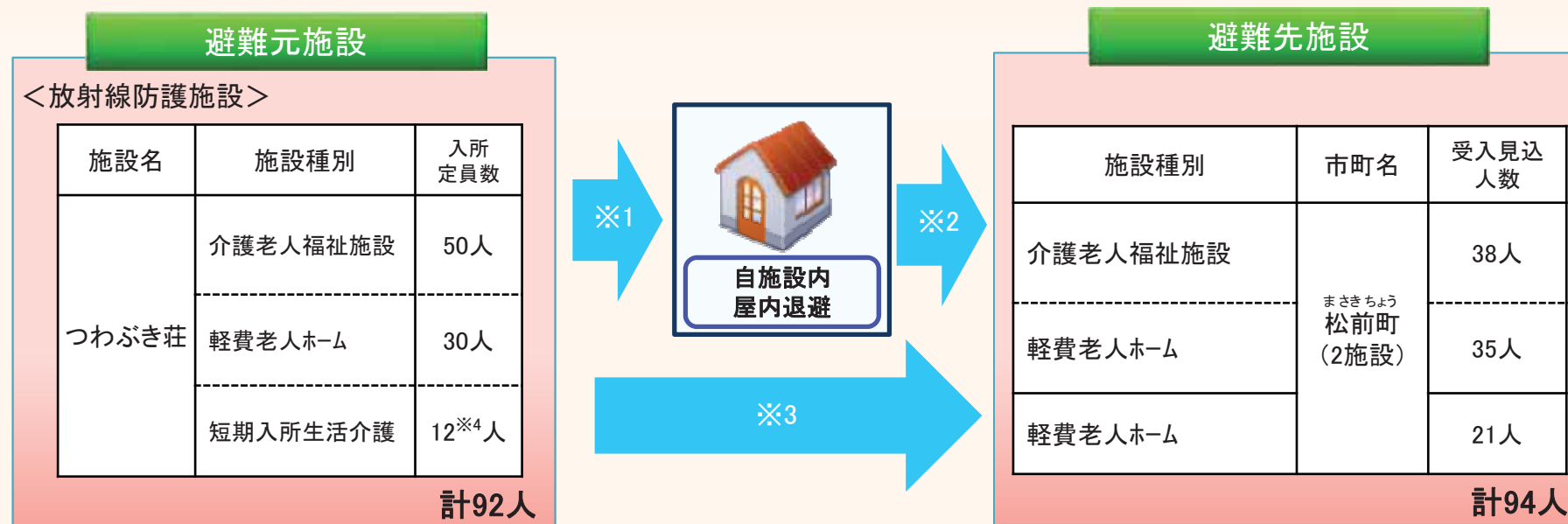


※1: 学校に保護者が児童等の迎えに来た場合は、引き渡しを実施。

※2: 児童等の人数については、平成28年4月1日現在。

- PAZ圏内の社会福祉施設(1施設約90人)について、個別避難計画を策定済みであり、30km圏外の^{まさきちょう}松前町にある施設において、避難先を確保。
- 無理に避難すると健康リスクが高まる者は、放射線防護対策が講じられたつわぶき荘(自施設内)において、避難に必要な準備が整うまで屋内退避を実施。その他の入所者等は、あらかじめ定められた避難先施設へ避難を実施。
- 何らかの事情で、あらかじめ選定しておいた避難先施設が活用できない場合には、愛媛県が受入先を調整。

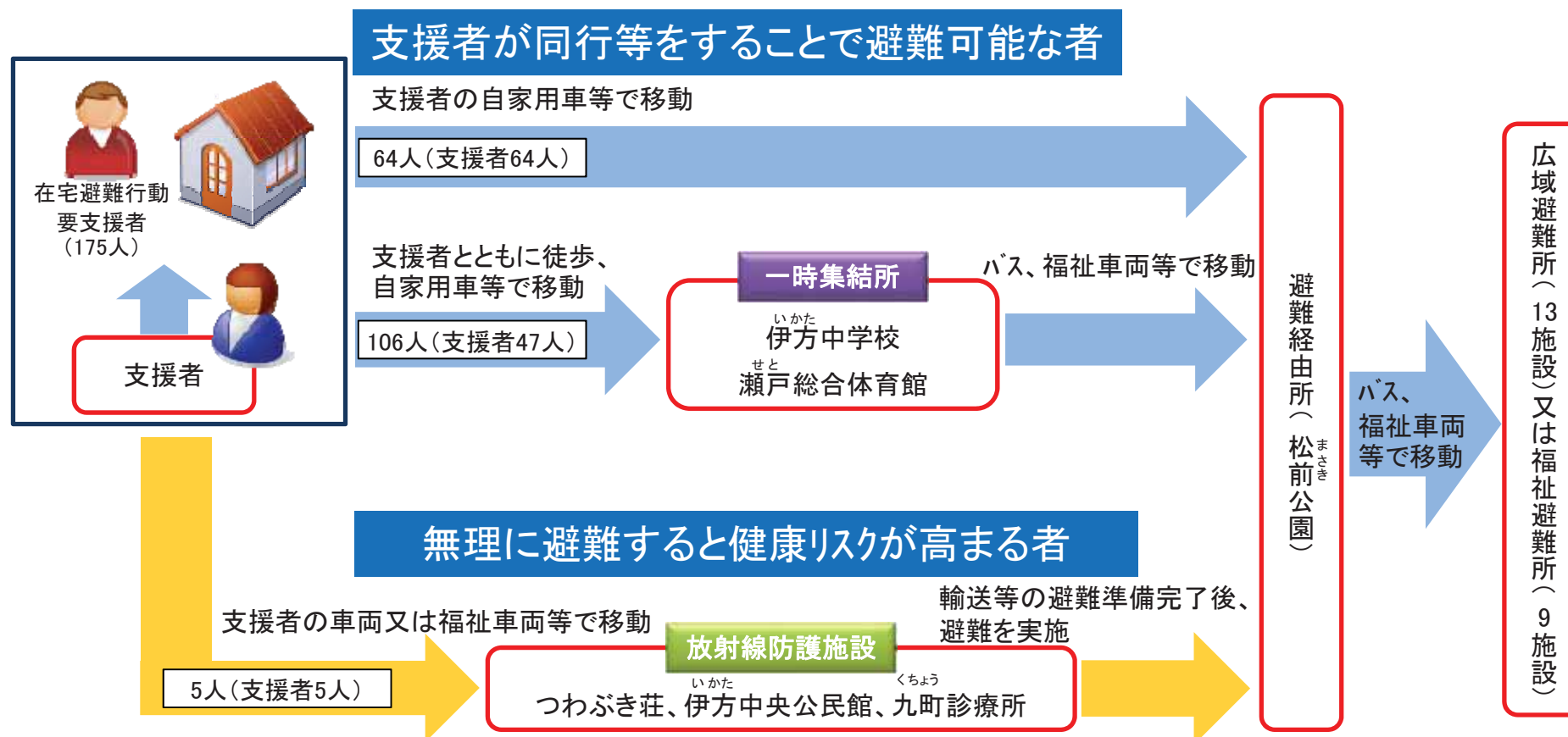
＜PAZ圏内 1 施設の入所者等の避難の考え方＞



- ※1 無理に避難すると健康リスクが高まる者は自施設内で屋内退避
- ※2 輸送等の避難準備完了後、あらかじめ定められた避難先施設へ避難
- ※3 その他の入所者等は、あらかじめ定められた避難先施設へ避難
- ※4 短期入所生活介護については、入所定員数ではなく、平均的な入所者数で算定

PAZ圏内の在宅の避難行動要支援者の避難

- 在宅の避難行動要支援者の175人うち、116人は支援者がいることを確認。残る避難行動要支援者については、伊方町、自主防災会議、民生委員、消防団等によるワークショップを通じて支援者を確保。
- 支援者の同行により避難可能な者は、支援者の車両、バス、福祉車両等で避難先へ移動。
- 無理に避難するとかえって健康リスクが高まる者は、支援者の車両又は福祉車両等で、近傍の放射線防護施設へ移動。



※ 避難行動要支援者の数は平成28年4月1日現在。

PAZ圏内において施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力

- 施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力は、想定対象人数約820人について、バス24台、福祉車両25台（ストレッチャー仕様10台、車椅子仕様15台）。

	想定対象 人数	必要車両台数※1,2			備 考
		バス※3	福祉車両※4,5 (ストレッチャー仕様)	福祉車両※4,5 (車椅子仕様)	
学校・保育所の児童等の避難	549人 (児童等450人+職員99人) (8箇所)	9台 (26人乗) 9台 (46人乗)	0台	0台	保護者への引き渡しによりその分必要車両台数は減少【資料P24】
社会福祉施設の入所者等の避難※6	106人 (入所者86人+職員20人) (1箇所)	2台 (46人乗) (入所者63人+職員8人)	6台 (入所者10人+職員5人)	8台 (入所者13人+職員7人)	【ストレッチャー兼車椅子仕様】※5 ○施設車両(ストレッチャー1名、車椅子2名乗り:1台) ○四電車両(ストレッチャー2名、車椅子1名乗り:5台) 【車椅子仕様】 ○施設車両(1名乗り:1台) ○伊方町(いかたちょう)車両(8名乗り:1台)
在宅の避難行動要支援者等の避難	153人 (要支援者106人+支援者47人)	4台 (46人乗) (要支援者79人+支援者25人)	3台 (要支援者5人+支援者5人)	7台 (要支援者22人+支援者17人)	【ストレッチャー兼車椅子仕様】※5 ○四電車両(ストレッチャー2名、車椅子1名:3台) 【車椅子仕様】 ○伊方町車両(1名、4名、8名乗りを各1台:計3台) ○四電車両(6名乗り:1台)
在宅の避難行動要支援者のうち、無理に避難すると健康リスクが高まる者等を放射線防護施設に輸送※6	10人 (要支援者5人+支援者5人)	0台	1台 (要支援者5人+支援者5人)	0台	放射線防護施設に輸送【資料P25】 近距離のため福祉車両1台(四電車両:ストレッチャー2名乗り)でピストン輸送(3往復)を想定
合 計	818人	24台	10台	15台	

※1 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値

※2 想定必要車両台数(バス、福祉車両)は、各施設又は伊方地域・瀬戸地域で必要となる車両台数を合算

※3 バスは、佐田岬(さだみさき)半島の地域特性を踏まえ、2種類の乗車人数(26名乗り及び46名乗り)により想定

※4 ストレッチャー、車椅子どちらも乗車でき、配置により乗車台数を自由にえられる車両を多く配備しているため、実際配備している車両の仕様を基に必要台数を積算

※5 ストレッチャー兼車椅子仕様の車両で想定した場合は、ストレッチャー仕様と車椅子仕様にそれぞれ1台ずつ積算

※6 「無理に避難すると健康リスクが高まる者」は、輸送の準備が整うまで放射線防護施設内に屋内退避

PAZ圏内における施設敷地緊急事態での輸送能力の確保

- 施設敷地緊急事態発生時には、社会福祉施設、在宅の避難行動要支援者、教育機関の避難のために、伊方町^{いかたちちょう}、学校、社会福祉施設及び四国電力が保有する車両のほか、愛媛県と愛媛県バス協会の協定及び覚書に基づき、バス協会が配備する車両により、必要車両台数を確保。

		確保車両台数			備 考
		バス等 (バス、乗用車)	福祉車両※1 (ストレッチャー仕様)	福祉車両※1 (車椅子仕様)	
(A)必要車両台数		24台	10台	15台	
(B)確保車両台数		計28台以上	計10台	計15台	
確保 先	伊方町 ^{いかたちちょう}	—	—	4台	【車椅子仕様】 ○2台(1台当たり:車椅子8名、その他5名乗り) ○1台(車椅子4名、その他22名乗り) ○1台(車椅子1名、その他5名乗り)
	学校、社会福祉施設	5台	1台	2台	【バス等】 ○2台(各29名乗り) ○各1台(15名、10名、7名乗り) 【ストレッチャー兼車椅子仕様】※1 ○1台(ストレッチャー1名、車椅子2名、その他5名乗り) 【車椅子仕様】 ○1台(1名、その他4名乗り)
	愛媛県のPAZ・UPZ圏内市町のバス会社	23台以上	—	—	バス台数の内訳 【バス】 10台(26名乗り)13台(46名乗り) 愛媛県のPAZ・UPZ圏内市町のバス会社が保有する車両総数265台
	四国電力	—	9台	9台	【仕様】 四電福祉車両は、ストレッチャー、車椅子の配置を自由に変えられる仕様であり、下記2パターンの配置を想定 パターン①: <ストレッチャー2名、車椅子1名、その他4名乗り> パターン②: <車椅子6名、その他3名乗り> 【配備台数】 9台(伊方地域)※1

※1 ストレッチャー兼車椅子仕様の車両を保有している場合は、ストレッチャー仕様と車椅子仕様にそれぞれ1台ずつ積算

※2 不測の事態により確保した輸送能力に対応できない場合、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)に支援を要請

- 予防的な避難を行うことによって、かえって健康リスクが高まるような重篤者等については、無理な避難は行わず、放射線防護機能を付加した近傍の放射線防護施設へ収容。
- PAZ圏内の放射線防護施設は、3施設884人を収容可能。
- 放射線防護施設においては、884人がおよそ7日間を目安に生活できる食料及び生活物資等を確保するため、必要な備蓄と供給体制を整備済み。

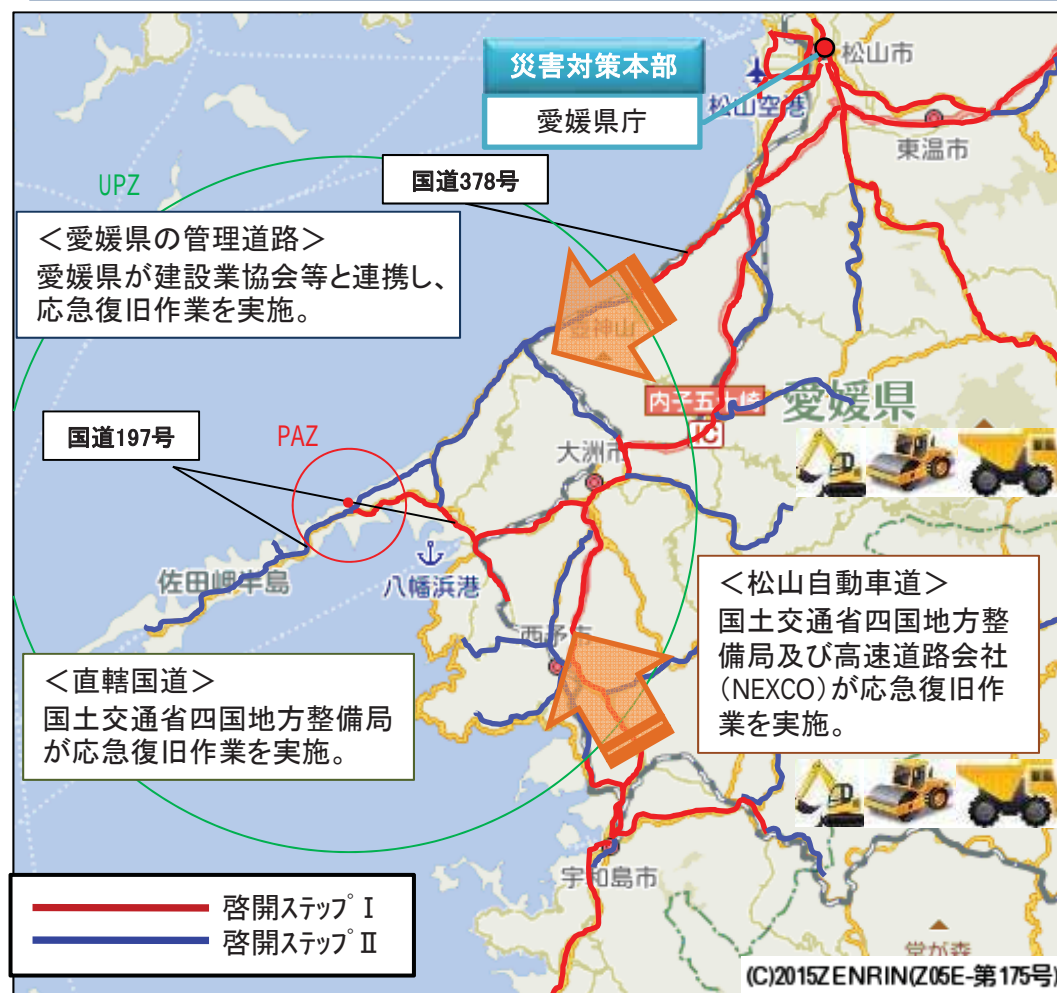
放射線防護施設(PAZ圏内:3施設)



自然災害等により道路等が通行不能になった場合の復旧策

避難開始前の段階において、避難計画で避難経路として定められている道路等が自然災害等により使用できない場合は、愛媛県、伊方町は、代替経路を設定するとともに、道路等の管理者は復旧作業を実施。

- 「愛媛県道路啓開計画」の啓開優先順位(ステップⅠ～Ⅲ)に基づき道路啓開を行い、緊急輸送道路の確保を行う。
- 直轄国道及び高速道路については、国土交通省四国地方整備局及び高速道路会社(NEXCO)が早急に被害状況を把握し、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保等に努める。



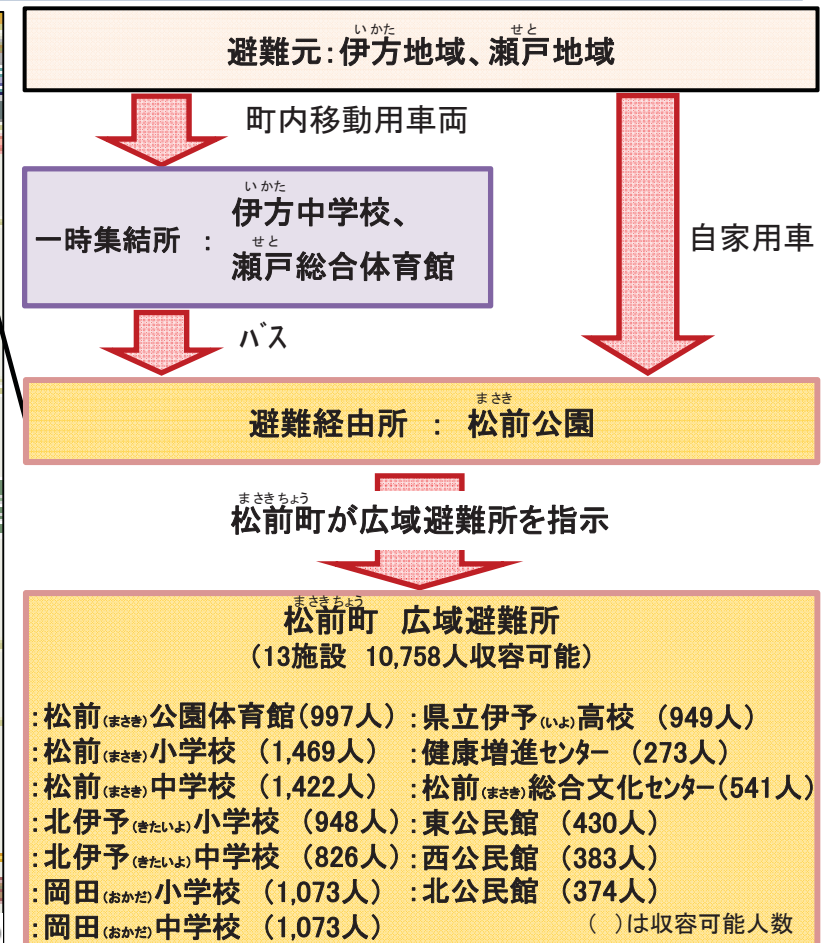
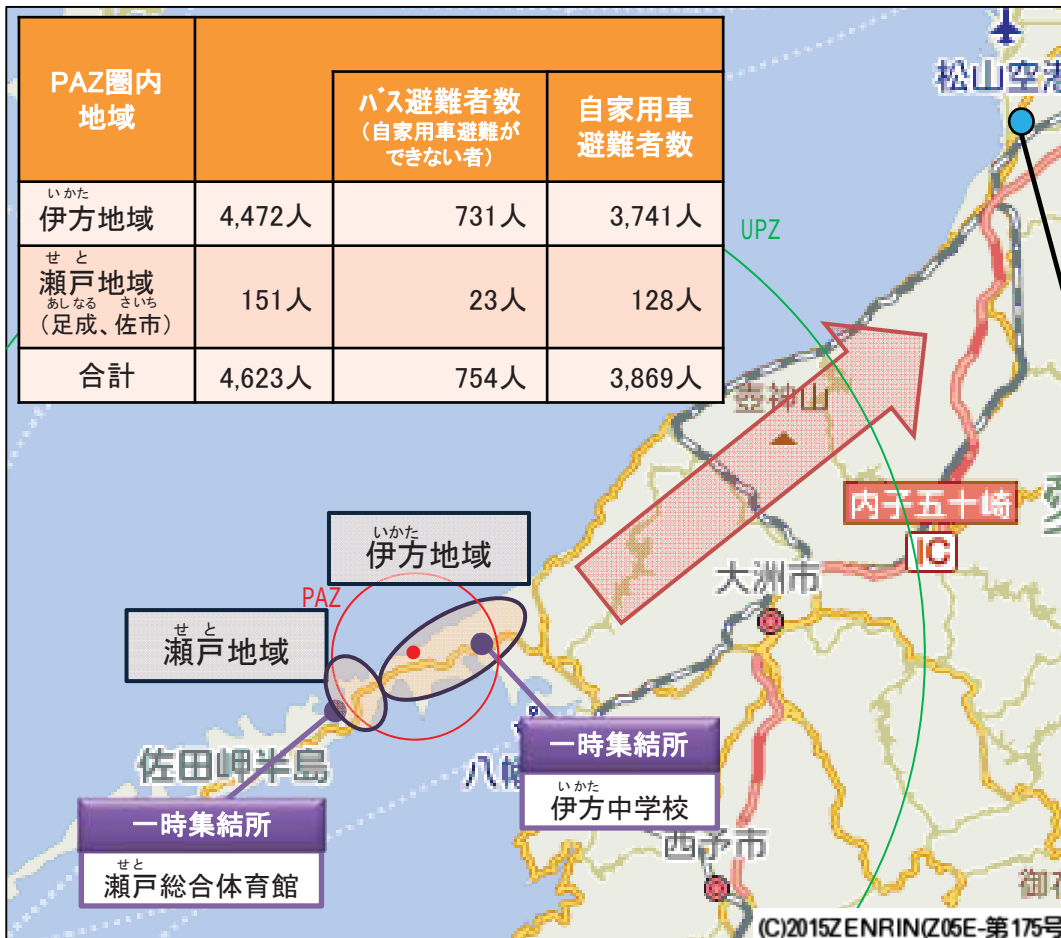
5. PAZ圏内の全面緊急事態 における対応

＜対応のポイント＞

1. 自家用車による避難ができない住民の移動手段(バス等)を確保し、避難を開始すること。
2. 避難先施設の受入れ体制を整えること。
3. 安定剤素剤を持っていない者(紛失等)に、緊急配布すること。

PAZ圏内の住民の避難先及び避難住民数

- PAZ圏内(伊方地域、瀬戸地域(佐市、足成))の住民については、自家用車で避難できる住民は、自家用車により松前町の避難経路所(松前公園)に移動後、松前町の指示する広域避難所に避難。
- 自家用車で避難が困難な住民は、町又は県が配車した町内移動用車両で一時集結所(伊方中学校、瀬戸総合体育館)に集合し、避難経路所(松前公園)へバスで移動のうえ、松前町の指示する広域避難所に避難。
- 避難先については、避難計画に関する住民説明会等を通じて対象となる住民に周知。



※1避難対象者数は、PAZ圏内住民の合計数から割り出した数字であり、若干の増減がある。

※2自然災害等により松前町の避難先が使用できない場合に備え、第2避難先候補として今治市と上島町を設定。

PAZ圏内の観光客及び民間企業の従業員の数

- PAZ圏内の観光施設における1日当たりの入場見込み人数は約940人、民間企業（従業員30人以上）は6社（約220人）存在。

PAZ圏内の観光施設の状況

地域名	施設数	入場見込人数
いかた 伊方地域	7	938人
せと 瀬戸地域（ あしなる 足成、 さいち 佐市）	0	0人
合計（7施設）		938人

※入場見込人数については、入場ピーク時（8月）における1日当たりの入場者数を基に算定

観光施設における入場見込人数：平成27年実績

PAZ圏内の民間企業（従業員30名以上）の状況（詳細）

地域名	民間企業名	従業員数
いかた 伊方地域	西宇和（農協）伊方支店	49人
	伊方建設(有)	32人
	(株)ヒサシ水産伊方工場	32人
	(株)みさき果樹園	36人
	(有)町見緑化	33人
	伊方サービス(株)	33人
せと 瀬戸地域（ あしなる 足成、 さいち 佐市）	該当なし	0人
合計（6社）		215人

※従業員については、通勤に使用する自家用車、バスで避難

企業名及び従業員数：総務省・経済産業省『平成24年経済センサス活動調査』の調査票情報を基に現地確認を行った上で独自集計したもの

全面緊急事態で必要となる輸送能力

- 全面緊急事態で必要となる輸送能力は、自家用車で避難できない住民、観光施設から避難する一時滞在者、合計約850人分：バス20台。
- 各事業所の従業員の避難方法については各事業所単位で周知（施設敷地緊急事態で、自家用車により帰宅）。

	想定対象人数※1	必要車両台数	備 考
自家用車で避難ができない住民	754人	17台	一時集結所にて乗車【資料P32】 1台当り46人程度の乗車を想定
観光施設から避難する一時滞在者	94人	3台	バス1台当り46人程度の乗車を想定 1日あたりの観光施設の入場見込み人数938人のうち、約9割が自家用車や観光バスで来場する想定で、その1割を想定対象人数として算入。 【資料P33】
合 計	848人	20台	

※1 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値

※2 民間企業に勤務する就労者は、通勤に使用する自家用車もしくはバス等により避難

全面緊急事態での輸送能力の確保

- 全面緊急事態発生時には、自家用車で避難できない住民、観光施設から避難する一時滞在者のために、伊方町が保有する車両のほか、愛媛県と愛媛県バス協会の協定及び覚書に基づき、バス協会が配備する車両により、必要車両台数を確保。

		確保車両台数	備 考
		バス	
(A) 必要車両台数		20台	
(B) 確保車両台数		計20台以上	
確保先	伊方町	3台程度	伊方町が保有する車両10台 (合計138人)の車両を使用
	愛媛県のPAZ・UPZ圏内市町のバス会社	17台以上	愛媛県のPAZ・UPZ圏内市町のバス会社が保有する車両 総数265台

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)に支援を要請

自家用車で避難できない住民の数及び一時集結所への経路等

- 伊方町による全戸訪問調査の結果、PAZ圏内の自家用車で避難できない住民は合計約750人。
- 自家用車で松前町の避難経路所(松前公園)へ避難が困難な住民は、徒歩で各集会所等に集合し、伊方町又は県が配車した町内移動車両で、各一時集結所(伊方中学校、瀬戸総合体育館)へ移動。



PAZ圏内から避難先（避難経路所）までの主な経路

➤ 自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、あらかじめ複数の経路を設定。



避難を円滑に行うための対応策①

- PAZ及びUPZ圏内の住民の車両による避難を円滑に行うため、ヘリからの映像伝送により道路渋滞を把握し、避難車両の誘導及び交通規制を行うとともに、停電時に備えた自家発電機付の信号機や愛媛県、伊方町及び県警による主要交差点における交通整理・誘導、「避難誘導・交通規制用自動制御告示板」等を活用した広報等の交通対策を行う。



避難を円滑に行うための対応策②

- 伊方町では自家用車避難を円滑に行うため、あらかじめ、対象となる住民に避難車両を識別するための「避難車両シール」を配布することとしている。
- また、伊方町内全55地区では、伊方町職員と、地区毎の住民、自主防災組織、民生委員、消防団等によるワークショップを開催し、原子力災害時の避難に係る「地区広域避難計画」を策定。
- 「地区広域避難計画」では、地区内の人口・世帯数、避難先、避難手段に加え、避難行動要支援者名簿及びその所在地図等具体的な状況を把握。さらに、自主防災組織・消防団等の支援者の役割分担や定期的なワークショップの開催を取り決める等、避難を円滑に行うための、地域住民の共助による避難支援体制を整備。



避難車両シール



地区広域避難計画

伊方町内全55地区でワークショップを開催
地区毎の広域避難計画を策定

6. 予防避難エリアにおける対応

＜対応のポイント＞

施設敷地緊急事態及び全面緊急事態における予防避難エリア(4,724人)での防護措置については、発電所や周辺の道路・港湾等の状況に応じ、多様な対応(陸路避難、海路避難、空路避難、屋内退避)を準備し、これらの防護措置を組み合わせ対応を実施。

愛媛県及び伊方町における初動対応

- 警戒事態が発生した段階で、避難行動要支援者の避難準備のため、愛媛県及び伊方町は、町内移動用車両及び一時集結所、学校、福祉施設に避難用車両の手配を開始するとともに、伊方町は、瀬戸総合体育館及び三崎総合体育館に各7名の職員を配置し、一時集結所の設営準備を開始。
- 伊方町は、各集落の自主防災組織や消防団と情報共有を図り、地域コミュニティと一体となった避難誘導体制を構築。



住民への情報伝達

- 伊方町は、防災行政無線、広報車、CATV、緊急速報メールサービス等を活用し、住民へ情報を伝達。また、一時集結所である瀬戸総合体育館及び三崎総合体育館に派遣された職員は、移動系防災行政無線や衛星携帯電話等により、伊方町と情報を共有。
- 消防団や自主防災組織は、住民に情報伝達を行うため、各消防団に配備している携帯端末、車載端末のデジタル防災行政無線や、各地区の防災行政無線屋外拡声子局に設置された双方向通信機により、伊方町と避難者の状況や避難誘導體制等、地域コミュニティを活用した情報共有を実施。
- 社会福祉施設、保育所、小中学校への情報伝達は、伊方町から実施。



予防避難エリアにおける状況に応じた対応

- 施設敷地緊急事態及び全面緊急事態における予防避難エリアでの防護措置については、発電所や周辺の道路・港湾等の状況に応じ、多様な対応（陸路避難、海路避難、空路避難、屋内退避）を準備。

【状況の確認】

- ①警戒事態：愛媛県及び伊方町が、道路や港湾等の状況を確認し、避難方法の検討を開始
②施設敷地緊急事態：防護措置の方法を決定し、住民に広報を実施

【状況に応じた防護措置】

想定される状況		防護措置	
放射性物質放出まで時間的猶予がある場合	国道197号が使用可能な場合 港湾が使用可能であり船舶が確保できる場合	陸路避難	ケース1
	国道197号が使用可能な場合 港湾が使用不可もしくは船舶が確保できない場合	陸路避難 海路避難 空路避難	ケース2
	国道197号の一部が使用不可の場合 港湾が使用可能であり船舶が確保できる場合	海路避難 空路避難	ケース3
	国道197号が使用不可の場合 港湾が使用可能であり船舶が確保できる場合	陸路避難 海路避難 空路避難	ケース4
	国道197号が使用不可の場合 港湾が使用不可もしくは船舶が確保できない場合	陸路避難 海路避難 空路避難	ケース5
放射性物質放出のリスクが高まった場合		屋内退避	ケース4

※放射性物質の放出後については、緊急時モニタリングの結果を踏まえて、原子力災害対策指針で定める基準(OIL)に基づき、一時移転等の防護措置を実施。

6-1. ケース1（陸路避難）における対応

＜ケース1における基本的な考え方＞

【適用条件】

以下の全ての条件に該当する場合に適用。

- ・放射性物質放出まで時間的猶予がある場合
- ・国道197号が使用可能な場合

【避難方法】

- ・自家用車・バス等による陸路避難を実施。

(ケース1) 陸路避難を実施する場合

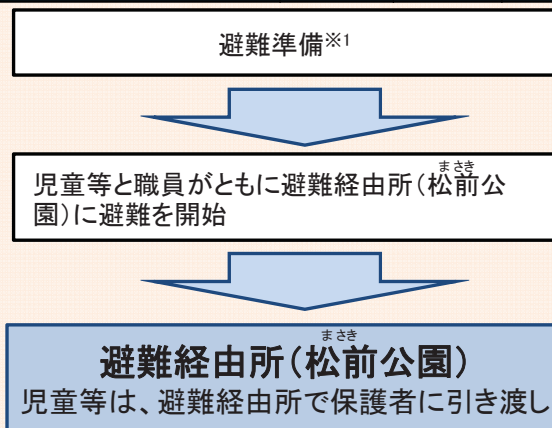
- 放射性物質放出まで時間的猶予があり、国道197号が使用可能な場合は、陸路による避難を実施。
- 自家用車での避難ができる住民は、自家用車により避難経由所(松前公園)に移動の上、松前町の指示する広域避難所に避難を実施。
- 自家用車等での避難が困難な住民は、一時集結所に移動後、愛媛県が手配するバス等により避難を実施。



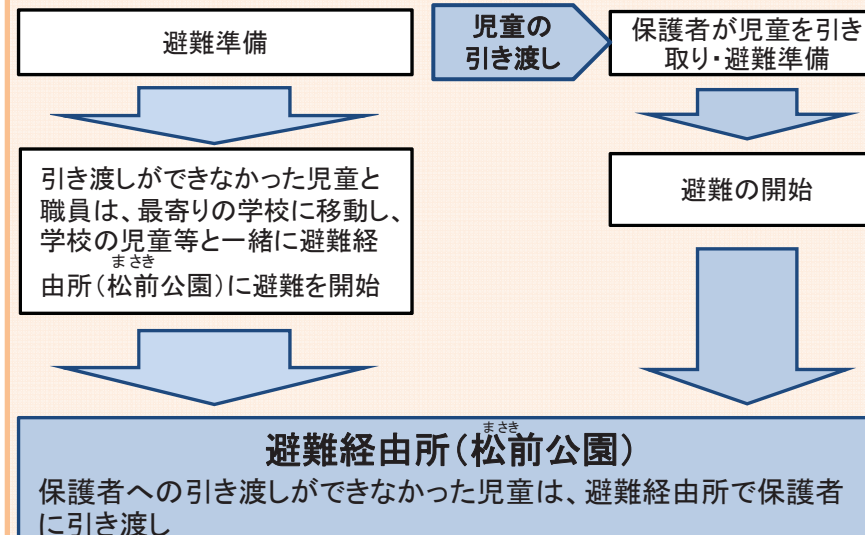
(ケース1) 予防避難エリアの学校・保育所の避難

- 予防避難エリアの6つの小中学校及び高等学校の児童等(約320人)は、警戒事態になった場合、避難準備を開始し、施設敷地緊急事態になった場合、職員とともに避難経由所(松前公園)に移動後、保護者に引き渡す。
- 予防避難エリアの4つの保育所の児童(約60人)は、警戒事態になった時点で保育を中止し、保護者へ引き渡す。保護者への引き渡しができなかった児童は、施設敷地緊急事態になった場合、職員とともに最寄りの学校に移動のうえ、学校の児童等と一緒に避難経由所(松前公園)に避難し、保護者に引き渡す。
- 全ての学校・保育所において個別避難計画を策定済。

学校			
学校名	人数		
	児童等	職員	合計
三机(みつぐえ)小学校	33人	12人	45人
大久(おおく)小学校	32人	7人	39人
三崎(みさき)小学校	51人	14人	65人
瀬戸(せと)中学校	38人	12人	50人
三崎(みさき)中学校	42人	14人	56人
三崎(みさき)高等学校	119人	26人	145人
合 計 (6施設)	315人	85人	400人



保育所			
保育所名	人数		
	児童	職員	合計
三机(みつぐえ)保育所	13人	8人	21人
川之浜(かわのはま)保育所	7人	5人	12人
大久(おおく)保育所	11人	4人	15人
三崎(みさき)保育所	33人	9人	42人
合 計 (4施設)	64人	26人	90人

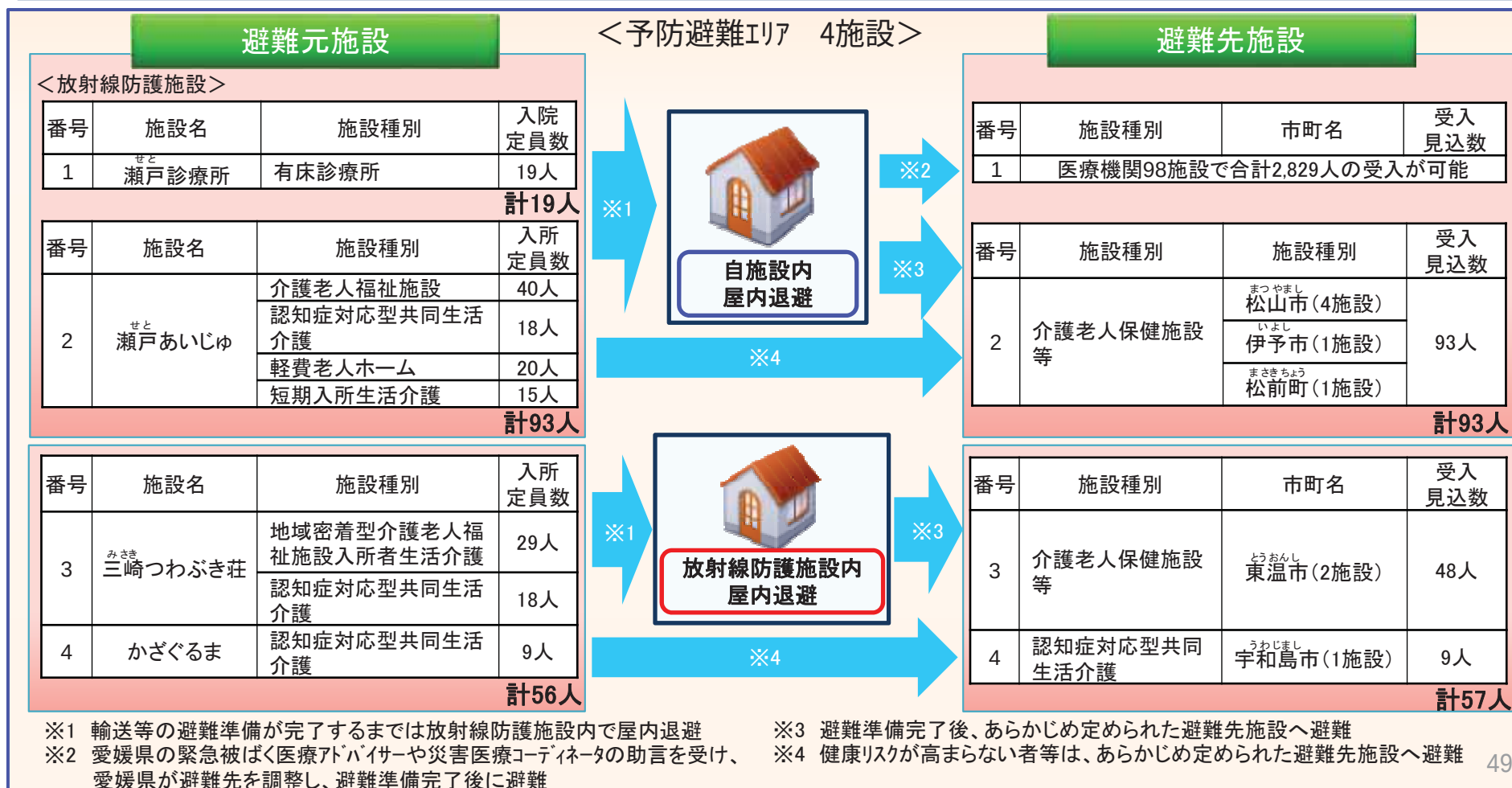


※1: 学校に保護者が児童等の迎えに来た場合は、引き渡しを実施。

※2: 児童等の人数については、平成28年4月1日現在。

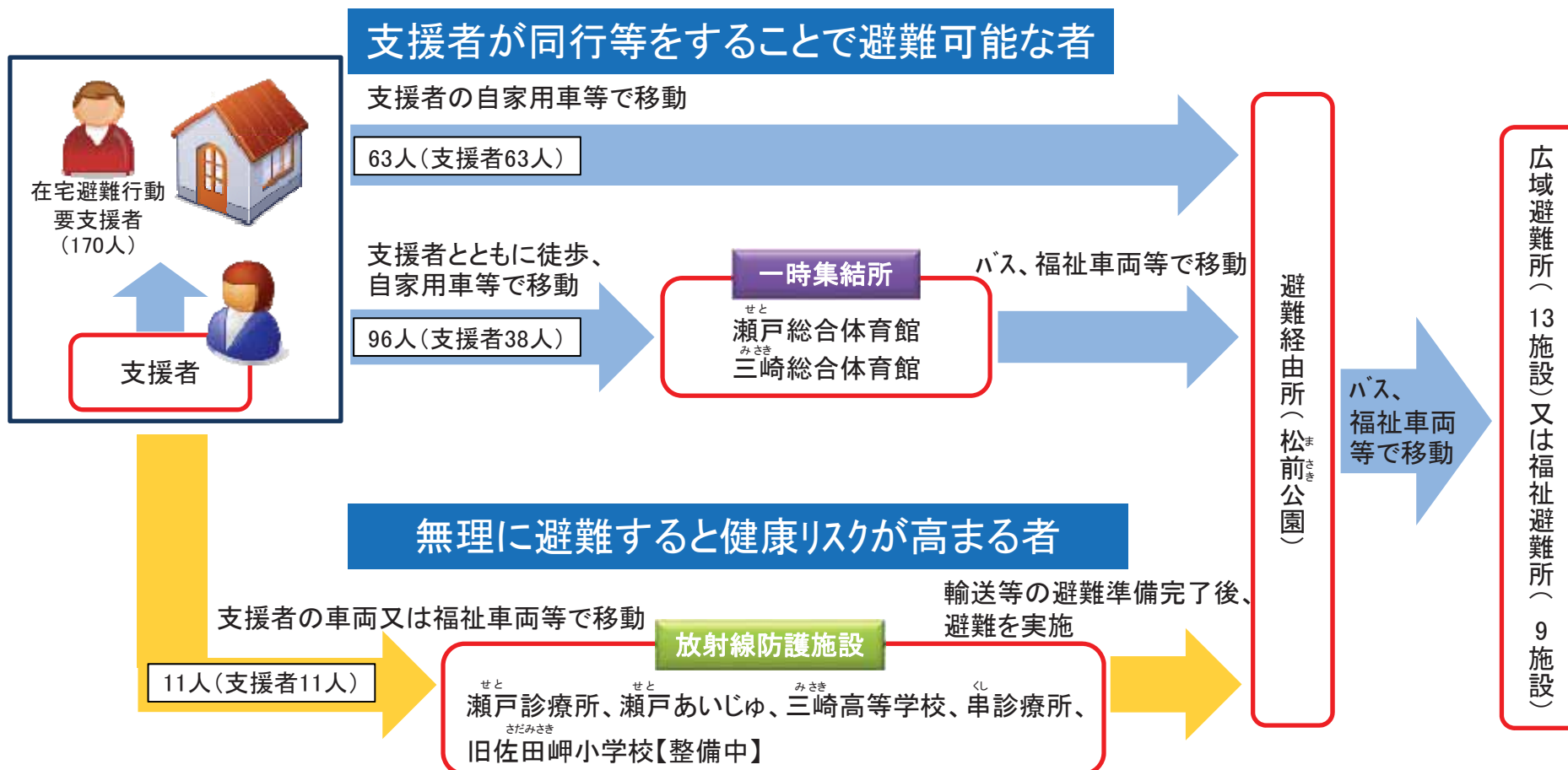
(ケース1) 予防避難エリアの医療機関及び社会福祉施設の避難

- 予防避難エリアの医療機関及び社会福祉施設(4施設約170人)の全てについて、個別避難計画を策定済みであり、30km圏外の施設において、避難先を確保。
- 無理に避難すると健康リスクが高まる者は、放射線防護施設において、避難に必要な準備が整うまで屋内退避を実施。その他の入所者等は、あらかじめ定められた避難先施設へ避難を実施。
- 予防避難エリアの医療機関については、愛媛県の緊急被ばく医療アドバイザーや災害医療コーディネータの助言を受け、愛媛県が避難先を調整。
- 何らかの事情で、あらかじめ選定しておいた避難先施設が活用できない場合には、愛媛県が受入先を調整。



(ケース1) 予防避難エリアの在宅の避難行動要支援者の避難

- 在宅の避難行動要支援者の170人うち、112人は支援者がいることを確認。残る避難行動要支援者については、伊方町、自主防災会議、民生委員、消防団等によるワークショップを通じて支援者を確保。
- 支援者の同行により避難可能な者は、支援者の車両、バス、福祉車両等で避難先へ移動。
- 無理に避難するとかえって健康リスクが高まる者は、支援者の車両又は福祉車両等で、近傍の放射線防護施設へ移動。



※ 避難行動要支援者の数は平成28年4月1日現在。

(ケース1) 予防避難エリアにおいて施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力

➤ 施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力は、想定対象人数約840人について、バス21台、福祉車両31台（ストレッチャー仕様11台、車椅子仕様20台）。

	想定対象 人数	必要車両台数※1,2			備 考
		バス※3	福祉車両※4,5 (ストレッチャー仕様)	福祉車両※4,5 (車椅子仕様)	
学校・保育所の児童等の避難 (10箇所)	490人 (児童等379人+ 職員111人)	13台	0台	0台	保護者への引き渡しによりその分必要車両台 数は減少【資料P46】
医療機関及び社会福祉施設の入 所者等の避難(4箇所)	187人 (入所者124人+ 職員63人)	5台 (入所者81人+ 職員35人)	5台 (入所者6人+ 職員6人)	12台 (入所者37人+ 職員22人)	【ストレッチャー仕様】 ○施設車両(1名乗り:2台) 【ストレッチャー兼車椅子仕様】※5 ○施設車両(ストレッチャー1名、車椅子1名乗り:1台) ○四電車両(ストレッチャー2名、車椅子1名乗り:2台) 【車椅子仕様】 ○施設車両(1名乗り:2台)○四電車両(6名乗り:1台) ○伊方町(いかたちょう)車両(8名乗り:2台、4名乗り:3台、2 名乗り:1台)
社会福祉施設の入所者のうち、無 理に避難すると健康リスクが高まる 者等を放射線防護施設に輸送※6 (1箇所)	10人 (入所者6人+ 職員4人)	0台	1台 (入所者4人+ 職員3人)	1台 (入所者2人+ 職員1人)	近傍の放射線防護施設に、四電配備福祉車両1台 でピストン輸送(ストレッチャー兼車椅子仕様2往復)を想定 【資料P47】
在宅の避難行動要支援者等の避難	134人 (要支援者96人+ 支援者38人)	3台 (要支援者73人+ 支援者22人)	3台 (要支援者6人+ 支援者4人)	7台 (要支援者17人+ 支援者12人)	【ストレッチャー兼車椅子仕様】※5 ○四電車両(ストレッチャー2名、車椅子1名乗り:3台) 【車椅子仕様】 ○四電車両(6名乗り:2台) ○伊方町(いかたちょう)車両(2名乗り:1台、1名乗り:1台)
在宅の避難行動要支援者のうち、 無理に避難すると健康リスクが高ま る者等を放射線防護施設に輸送※6	22人 (要支援者11人+ 支援者11人)	0台	2台 (要支援者11人+ 支援者11人)	0台	近傍の放射線防護施設に、四電福祉車両各1台(ス トレッチャー各2名乗り)でピストン輸送を想定【資料P47】 瀬戸(せと)地域:2往復(要支援者3人) 三崎(みさき)地域:4往復(要支援者8人)
合 計	843人	21台	11台	20台	

※1 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値

※2 想定必要車両台数(バス、福祉車両)は、各施設又は伊方地域・瀬戸地域で必要となる車両台数を合算

※3 バスは、佐田岬(さだみさき)半島の地域特性を踏まえ、2種類の乗車人数(26名乗り及び46名乗り)により想定

※4 ストレッチャー、車椅子どちらも乗車でき、配置により乗車台数を自由に換えられる車両を多く配備しているため、実際配備している車両の仕様を基に必要台数を積算

※5 ストレッチャー兼車椅子仕様の車両で想定した場合は、ストレッチャー仕様と車椅子仕様にそれぞれ1台ずつ積算

※6 「無理に避難すると健康リスクが高まる者」は、輸送の準備が整うまで放射線防護施設内に屋内退避

(ケース1) 予防避難エリアにおける施設敷地緊急事態での輸送能力の確保

- 施設敷地緊急事態発生時には、医療機関、社会福祉施設、在宅の避難行動要支援者、教育機関の避難のために、伊方町、医療機関、社会福祉施設及び四国電力が保有する車両のほか、愛媛県と愛媛県バス協会の協定及び覚書に基づき、バス会社から配備する車両により、必要車両台数を確保。

		確保車両台数			備 考
		バス等 (バス、乗用車)	福祉車両※1 (ストレッチャー仕様)	福祉車両※1 (車椅子仕様)	
(A) 必要車両台数		21台	11台	20台	
(B) 確保車両台数		計36台以上	計11台	計20台	
確保先	伊方町	—	—	8台	【車椅子仕様】 ○2台(1台当たり:車椅子8名、その他2名乗り) ○3台(1台当たり:車椅子4名、その他18名乗り) ○2台(1台当たり:車椅子2名、その他22名乗り) ○1台(車椅子1名、その他5名乗り)
	学校、医療機関、社会福祉施設	22台	3台	3台	【バス等】バス:5～47名乗り、乗用車:4～10名乗り 【ストレッチャー仕様】 ○2台(1台当たり:ストレッチャー1名、その他3名) 【ストレッチャー兼車椅子仕様】※1 ○1台(ストレッチャー1名、車椅子1名、その他8名乗り) 【車椅子仕様】 ○2台(1台当たり:車椅子1名、その他3名)
	愛媛県のPAZ・UPZ圏内市町のバス会社	14台以上	—	—	バス1台当たりの想定乗車人数:46名乗り 愛媛県のPAZ・UPZ圏内市町のバス会社が保有する車両総数265台
	四国電力	—	8台	9台分※2	【仕様】 四電福祉車両は、ストレッチャー、車椅子の配置を自由に変えられる仕様であり、下記2パターンの配置を想定 パターン①:＜ストレッチャー2名、車椅子1名、その他4名乗り＞ パターン②:＜車椅子6名、その他3名乗り＞ 【配備台数】 8台(瀬戸(せと)地域:4台、三崎(みさき)地域4台)※1

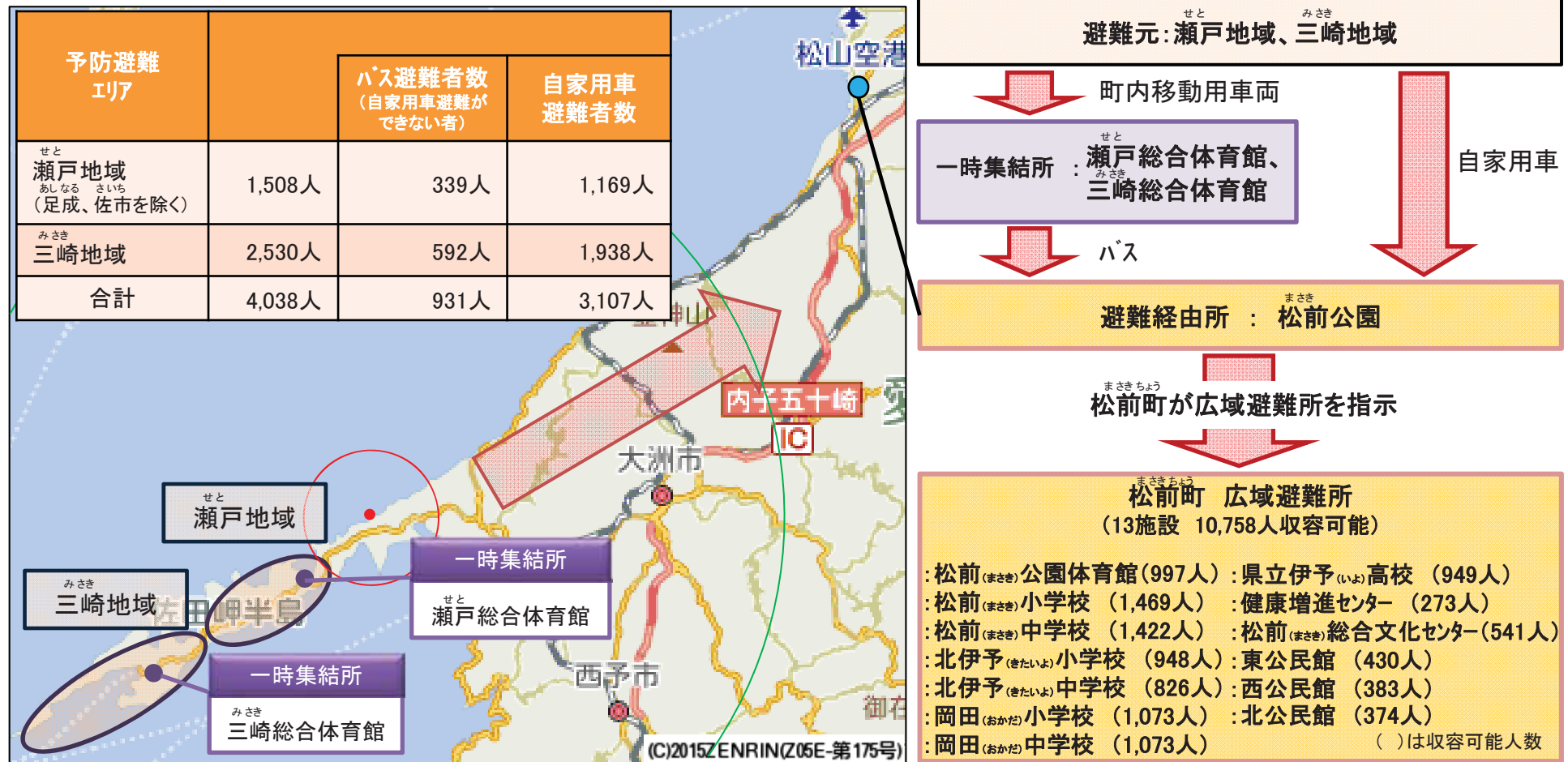
※1 ストレッチャー兼車椅子仕様の車両を保有している場合は、ストレッチャー仕様と車椅子仕様にそれぞれ1台ずつ積算

※2 「無理に避難すると健康リスクが高まる者」を放射線防護施設にピストン輸送した車両は、その後避難に使用するため必要台数は確保できていることから、9台分と表記

※3 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)に支援を要請

(ケース1及び2) 予防避難エリアの住民の避難

- 伊方町の2地域(瀬戸地域、三崎地域)の住民の避難先については、自家用車で避難できる住民は、自家用車により松前町の避難経路所(松前公園)に移動後、松前町の指示する広域避難所に避難。
- 自家用車で避難が困難な住民は、町又は県が配車した町内移動用車両で一時集結所(瀬戸総合体育館、三崎総合体育館)に集合し、避難経路所(松前公園)へバスで移動のうえ、松前町の指示する広域避難所に避難。
- 2地域における避難先については、避難計画に関する住民説明会等を通じて対象となる住民に周知。



※1避難対象者数は、予防避難エリア住民の合計数から割り出した数字であり、若干の増減がある。

※2自然災害等により松前町の避難先が使用できない場合に備え、第2避難先候補として今治市と上島町を設定。

(ケース1) 予防避難エリアの観光客及び民間企業の従業員の数

- 予防避難エリアの観光施設における1日当たりの入場見込み人数は約1,800人、民間企業(従業員30人以上)は3社(190人)存在。

予防避難エリアの観光施設の状況

地域名	施設数	入場見込人数
せと あしなる さいち 瀬戸地域(足成、佐市以外)	12	802人
みさき 三崎地域	6	954人
合計(18施設)		1,756人

※入場見込人数については、入場ピーク時(8月)における1日当たりの入場者数を基に算定

観光施設における入場見込人数: 平成27年実績

予防避難エリアの民間企業(従業員30名以上)の状況(詳細)

地域名	民間企業名	従業員数
せと あしなる さいち 瀬戸地域(足成、佐市以外)	朝日共販株	94人
みさき 三崎地域	西宇和農業協同組合三崎共選	59人
	西宇和(農協)三崎出張所	37人
合計(3社)		190人

※従業員については、通勤に使用する自家用車、バスで避難

企業名及び従業員数: 総務省・経済産業省『平成24年経済センサスー活動調査』の調査票情報を基に現地確認を行った上で独自集計したもの

(ケース1) 予防避難エリアにおいて全面緊急事態で必要となる輸送能力

- 全面緊急事態で必要となる輸送能力は、自家用車で避難できない住民、観光施設から避難する一時滞在者、合計約1,100人分：バス25台。
- 各事業所の従業員の避難方法については各事業所単位で周知（施設敷地緊急事態で、自家用車により帰宅）。

	想定対象人数※1	想定必要バス数	備考
自家用車で避難ができない住民	931人	21台	一時集結所にて乗車【資料P51】 1台当り46人程度の乗車を想定
観光施設から避難する一時滞在者	176人	4台	バス1台当り46人程度の乗車を想定 1日あたりの観光施設の入場見込み人数1,756人のうち、約9割が自家用車や観光バスで来場する想定で、その1割を想定対象人数として算入。【資料P52】
合 計	1,107人	25台	

※1 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値

※2 民間企業に勤務する就労者は、通勤に使用する自家用車もしくはバス等により避難

※3 想定必要バス数は、瀬戸地域・三崎地域それぞれで必要となるバス数を合算

(ケース1) 予防避難エリアにおける全面緊急事態での輸送能力の確保

- 全面緊急事態発生時には、自家用車で避難できない住民、観光施設から避難する一時滞在者のために、伊方町が保有する車両のほか、愛媛県と愛媛県バス協会の協定及び覚書に基づき、バス協会が配備する車両により、必要車両台数を確保。

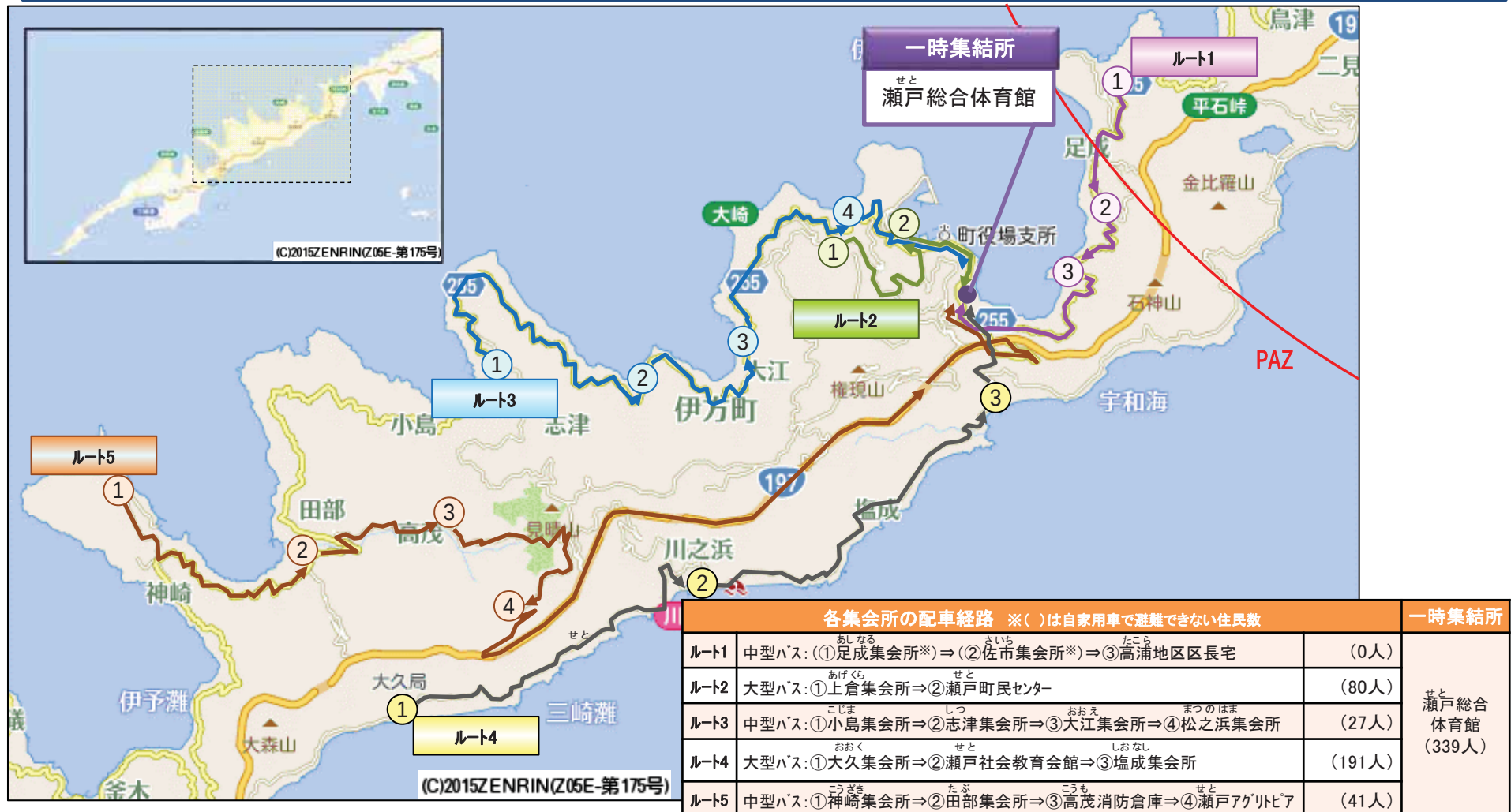
		確保車両台数	備考
		バス	
(A) 必要車両台数		25台	
(B) 確保車両台数		計25台以上	
確保先	愛媛県のPAZ・UPZ圏内市町のバス会社	22台以上	愛媛県のPAZ・UPZ圏内市町のバス会社が保有する車両総数265台
	いかたちょう 伊方町	3台程度	いかたちょう 伊方町が保有する車両8台(合計121人)の車両を使用

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)に支援を要請

(ケース1、2及び3)

自家用車で避難できない住民の数及び一時集結所への経路等（瀬戸地域）

- 伊方町による全戸訪問調査の結果、瀬戸地域内の自家用車で避難できない住民は合計約340人。
- 自家用車で松前町の避難経路所（松前公園）へ避難が困難な住民は、徒歩で各集会所等に集合し、伊方町又は愛媛県が配車した町内移動用車両で、一時集結所（瀬戸総合体育館）へ移動。
- 三崎港から海路避難する場合は、一時集結所（三崎小中学校体育館）へ移動。



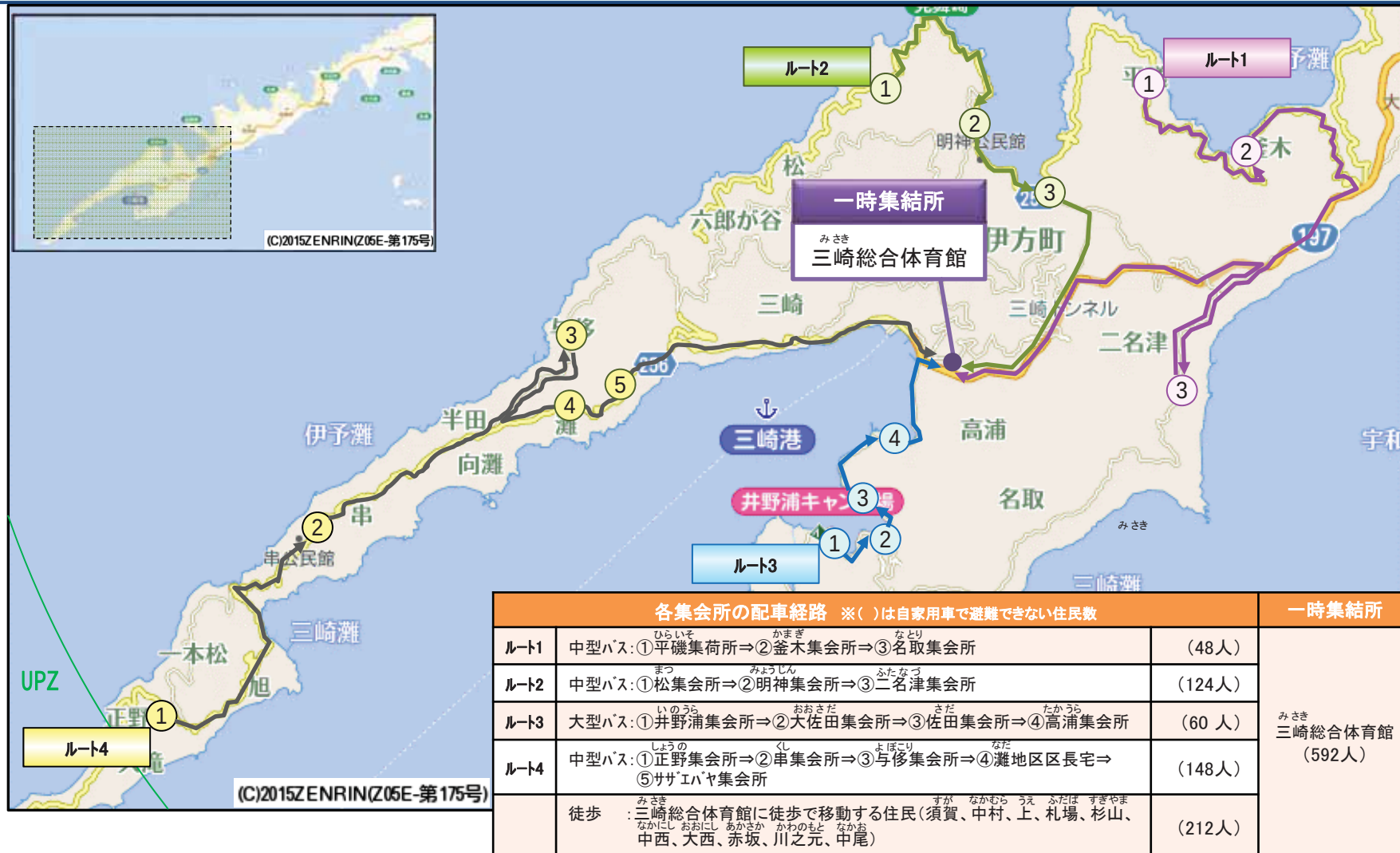
※1 足成集会所、佐市集会所はPAZに位置するため、人数の積算対象外

※2 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値

(ケース1、2及び3)

自家用車で避難できない住民の数及び一時集結所への経路等（三崎地域）

- 伊方町による全戸訪問調査の結果、三崎地域内の自家用車で避難できない住民は合計約600人。
- 自家用車で松前町の避難経由所（松前公園）へ避難が困難な住民は、徒歩で各集会所等に集合し、伊方町又は愛媛県が配車した町内移動用車両で、一時集結所（三崎総合体育館）へ移動。



※ 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値

(ケース1) 予防避難エリアから避難先（避難経路所）までの主な経路

➤ 自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、あらかじめ複数の経路を設定。



6-2. ケース2（陸路避難、海路避難、空路避難） における対応

＜ケース2における基本的な考え方＞

【適用条件】

以下の全ての条件に該当する場合に適用。

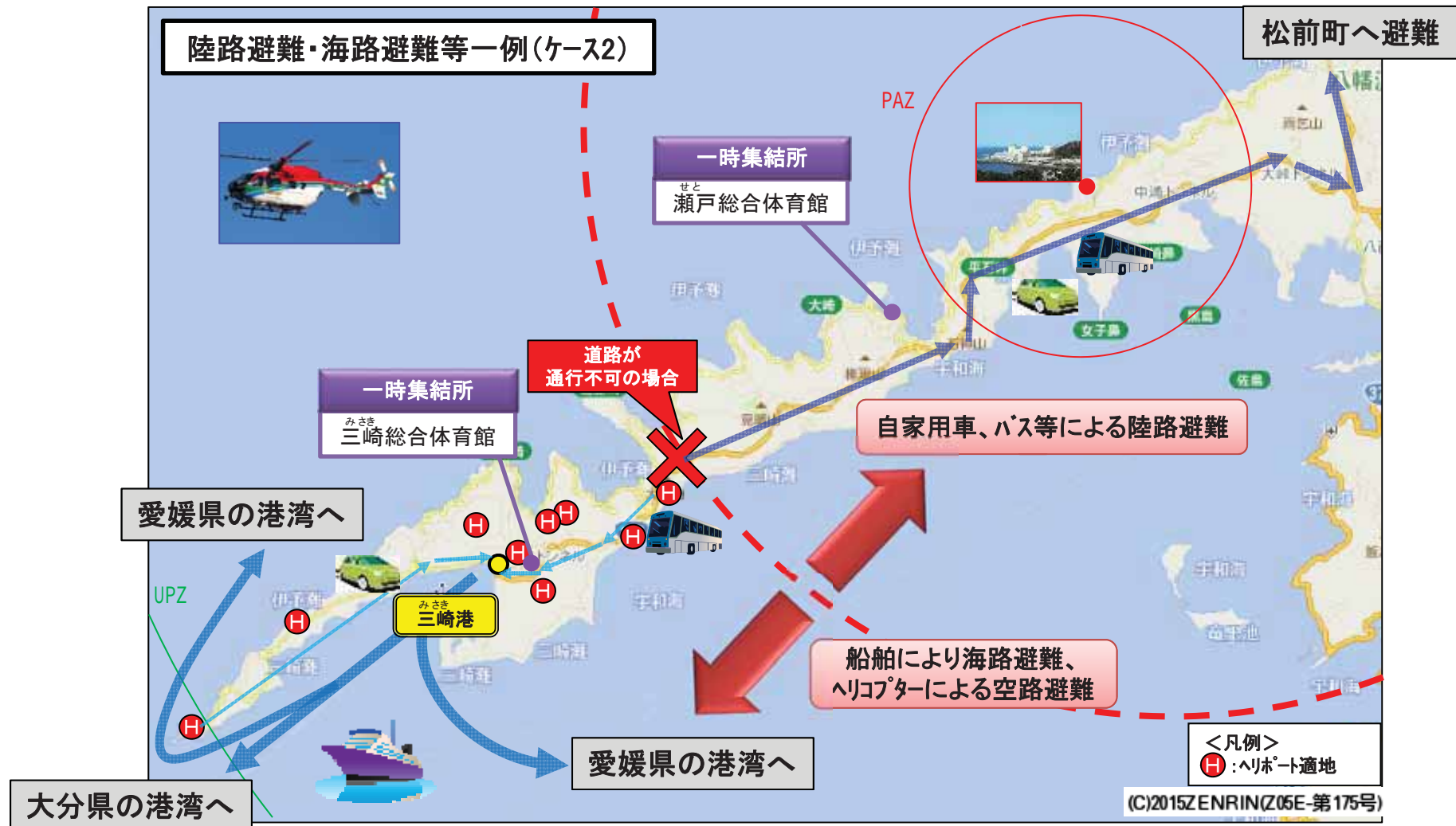
- ・放射性物質放出まで時間的猶予がある場合
- ・国道197号の一部が使用不可な場合
- ・港湾が使用可能であり、船舶の確保ができる場合

【避難方法】

- ・陸路による避難が実施できる地域は、自家用車・バス等による陸路避難を実施。
- ・陸路による避難が実施できない地域は、船舶による海上避難を実施。
- ・ヘリコプターによる避難が可能な場合は、空路避難を併用。

(ケース2) 陸路避難、海路避難等を実施する場合

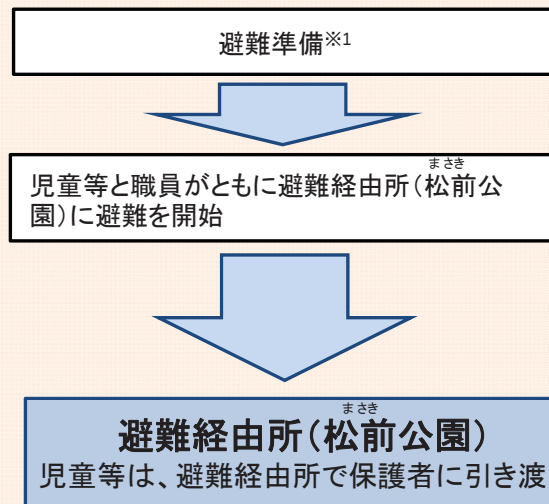
- 放射性物質放出まで時間的猶予があり、国道197号の一部が使用不可であるが、港湾が使用可能であり船舶が確保できる場合は、陸路と海路による避難を実施。また、ヘリコプターによる避難が可能な場合には、県等のヘリコプターによる空路避難を併用。
- 一時集結所から大分県等への海路避難は、愛媛県手配の船舶により実施。



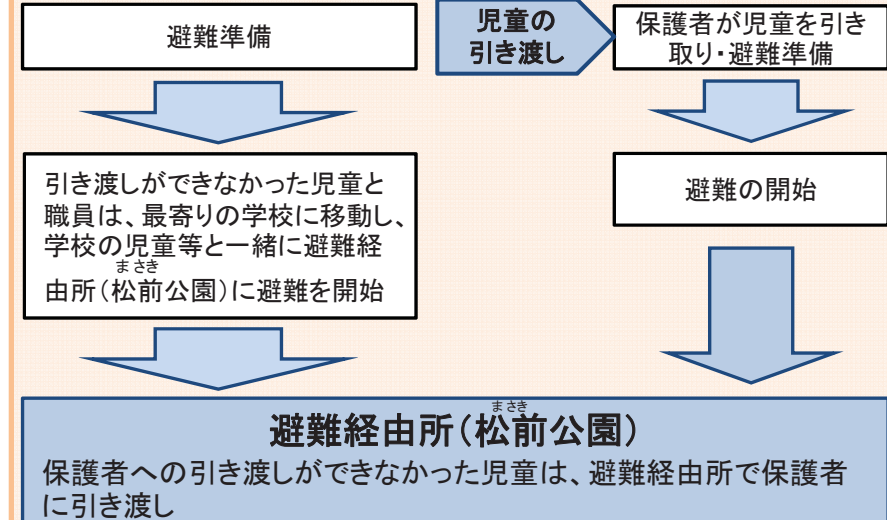
(ケース2) 瀬戸地域の学校・保育所の陸路避難

- 瀬戸地域の3つの小中学校の児童等(約100人)は、警戒事態になった場合、避難準備を開始し、施設敷地緊急事態になった場合、職員とともに避難経由所(松前公園)に移動後、保護者に引き渡す。
- 瀬戸地域の3つの保育所の児童(約30人)は、警戒事態になった時点で保育を中止し、保護者へ引き渡す。保護者への引き渡しができなかった児童は、施設敷地緊急事態になった場合、職員とともに最寄りの学校に移動のうえ、学校の児童等と一緒に避難経由所(松前公園)に避難し、保護者に引き渡す。
- 全ての学校・保育所において個別避難計画を策定済。

学校			
学校名	人数		
	児童等	職員	合計
三机(みつぐえ)小学校	33人	12人	45人
大久(おおく)小学校	32人	7人	39人
瀬戸(せと)中学校	38人	12人	50人
合 計 (3施設)	103人	31人	134人



保育所			
保育所名	人数		
	児童	職員	合計
三机(みつぐえ)保育所	13人	8人	21人
川之浜(かわのはま)保育所	7人	5人	12人
大久(おおく)保育所	11人	4人	15人
合 計 (3施設)	31人	17人	48人



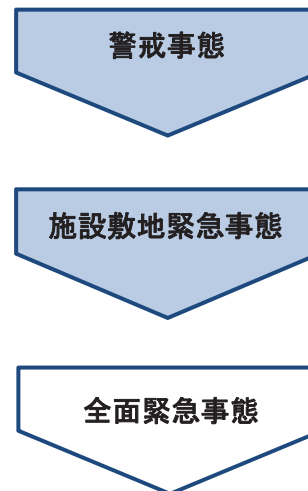
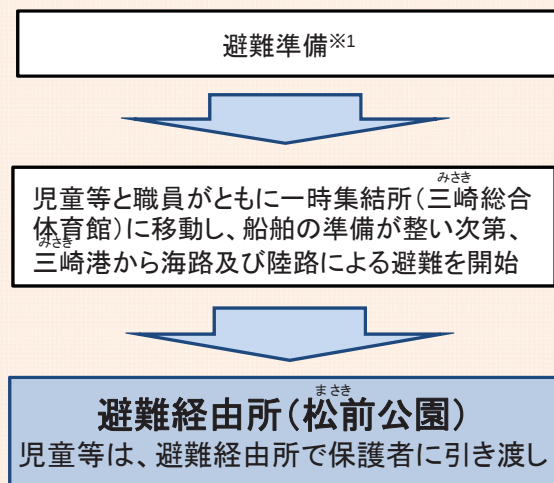
※1: 学校に保護者が児童等の迎えに来た場合は、引き渡しを実施。

※2: 児童等の人数については、平成28年4月1日現在。

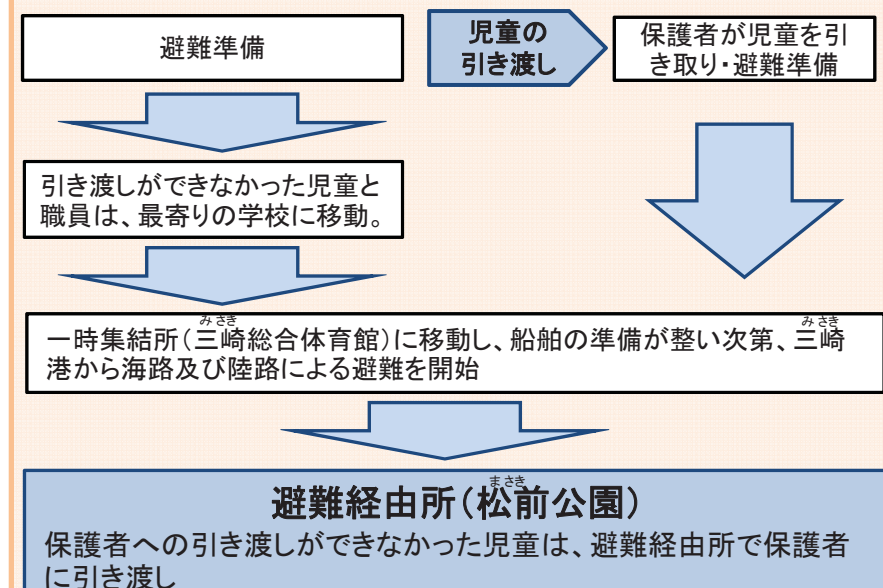
(ケース2) 三崎地域の学校・保育所の海路避難

- 三崎地域の3つの小中学校及び高等学校の児童等(約210人)は、警戒事態になった場合、避難準備を開始し、施設敷地緊急事態になった場合、職員とともに一時集結所(三崎総合体育館)に移動。
- 三崎地域の保育所の児童(約30人)は、警戒事態になった時点で保育を中止し、保護者へ引き渡す。保護者への引き渡しができなかった児童は、施設敷地緊急事態になった場合、職員とともに最寄りの学校に移動のうえ、学校の児童等と一緒に一時集結所(三崎総合体育館)に移動。
- 船舶の準備が整い次第、三崎港に移動し、海路及び陸路により避難経路所(松前公園)に移動後、保護者へ引き渡す。

学校			
学校名	人数		
	児童等	職員	合計
三崎(みさき)小学校	51人	14人	65人
三崎(みさき)中学校	42人	14人	56人
三崎(みさき)高等学校	119人	26人	145人
合 計 (3施設)	212人	54人	266人



保育所			
保育所名	人数		
	児童	職員	合計
三崎(みさき)保育所	33人	9人	42人
合 計 (1施設)	33人	9人	42人



※1: 学校に保護者が児童等の迎えに来た場合は、引き渡しを実施。

※2: 児童等の人数については、平成28年4月1日現在。

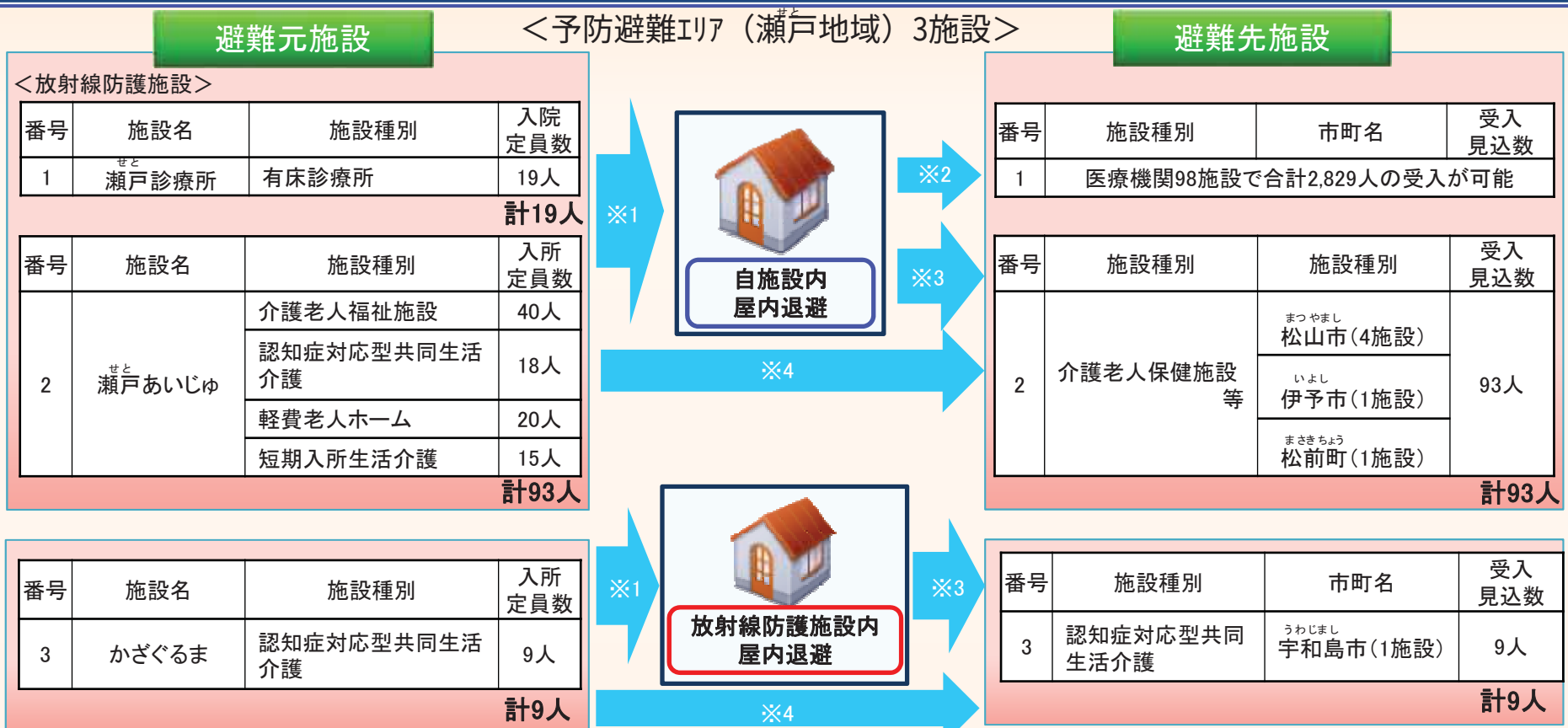
(ケース2) 学校・保育所の避難先・避難ルート

- 国道197号が瀬戸地域と三崎地域の境界で通行不可となった場合、瀬戸地域の学校及び保育所(引き渡しができなかった児童)の児童等については、施設敷地緊急事態において、陸路により避難経由所(松前公園)に移動し、保護者への引き渡しを実施。
- 三崎地域の学校及び保育所(引き渡しができなかった児童)の児童等については、施設敷地緊急事態において、海路及び陸路により避難経由所(松前公園)に移動し、保護者への引き渡しを実施。



(ケース2) 瀬戸地域の医療機関及び社会福祉施設の陸路避難

- 瀬戸地域の医療機関及び社会福祉施設(3施設約121人)について、個別避難計画を策定済みであり、30km圏外の施設において、避難先を確保。
- 無理に避難すると健康リスクが高まる者は、放射線防護施設において、避難に必要な準備が整うまで屋内退避を実施。その他の入所者等は、あらかじめ定められた避難先施設へ避難を実施。
- 予防避難エリアの医療機関については、愛媛県の緊急被ばく医療アドバイザーや災害医療コーディネータの助言を受け、愛媛県が避難先を調整。
- 何らかの事情で、あらかじめ選定しておいた避難先施設が活用できない場合には、愛媛県が受入先を調整。



※1 輸送等の避難準備が完了するまでは放射線防護施設内で屋内退避
 ※2 愛媛県の緊急被ばく医療アドバイザーや災害医療コーディネータの助言を受け、愛媛県が避難先を調整し、避難準備完了後に避難

※3 避難準備完了後、あらかじめ定められた避難先施設へ避難
 ※4 健康リスクが高まらない者等は、あらかじめ定められた避難先施設へ避難

(ケース2) 三崎地域の社会福祉施設の海路避難

- 三崎地域の社会福祉施設(1施設約50人)について、個別避難計画を策定済みであり、30km圏外の施設において、避難先を確保。
- 無理に避難すると健康リスクが高まる者は、放射線防護施設において、避難に必要な準備が整うまで屋内退避を実施。その他の入所者等は、船舶の準備が整い次第、三崎港から、海路及び陸路により愛媛県内のあらかじめ定められた避難先施設へ避難を実施。
- 何らかの事情で、あらかじめ選定しておいた避難先施設が活用できない場合には、愛媛県が受入先を調整。

<予防避難エリア（三崎地域）1施設>



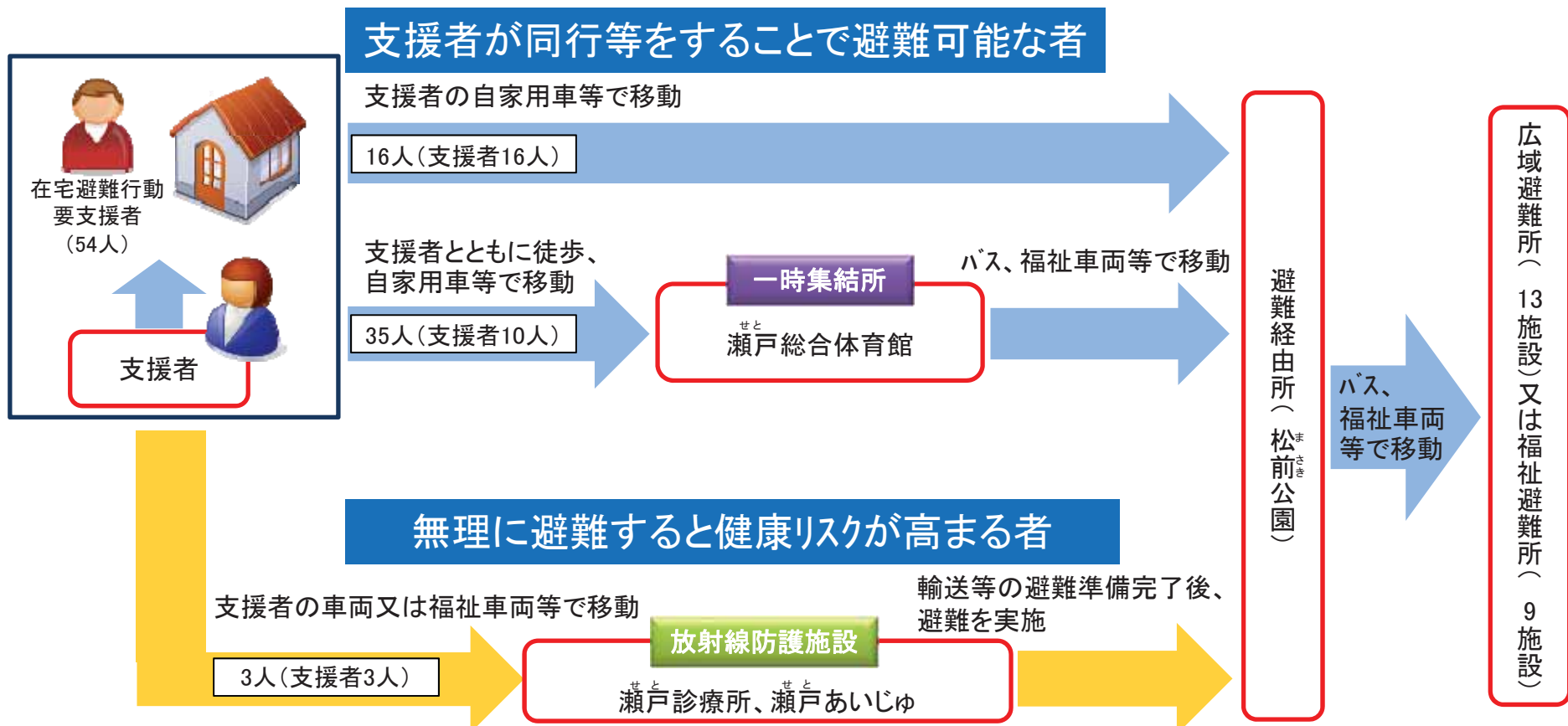
(ケース2) 医療機関及び社会福祉施設の避難先・避難ルート

- 国道197号が瀬戸地域と三岐地域の境界で通行不可となった場合、瀬戸地域の社会福祉施設は、施設敷地緊急事態において、陸路によりあらかじめ定められた避難先施設に避難を実施。医療機関については、愛媛県の緊急被ばく医療アドバイザーや災害医療コーディネータの助言を受け、愛媛県が避難先を調整。
- 三岐地域の社会福祉施設は、施設敷地緊急事態において、海路及び陸路によりあらかじめ定められた愛媛県内の避難先施設に避難を実施。
- 無理に避難すると健康リスクが高まる者は、放射線防護対策を講じた自施設もしくは近隣施設において、避難に必要な準備が整うまで屋内退避を実施。



(ケース2) 瀬戸地域の在宅の避難行動要支援者の陸路避難

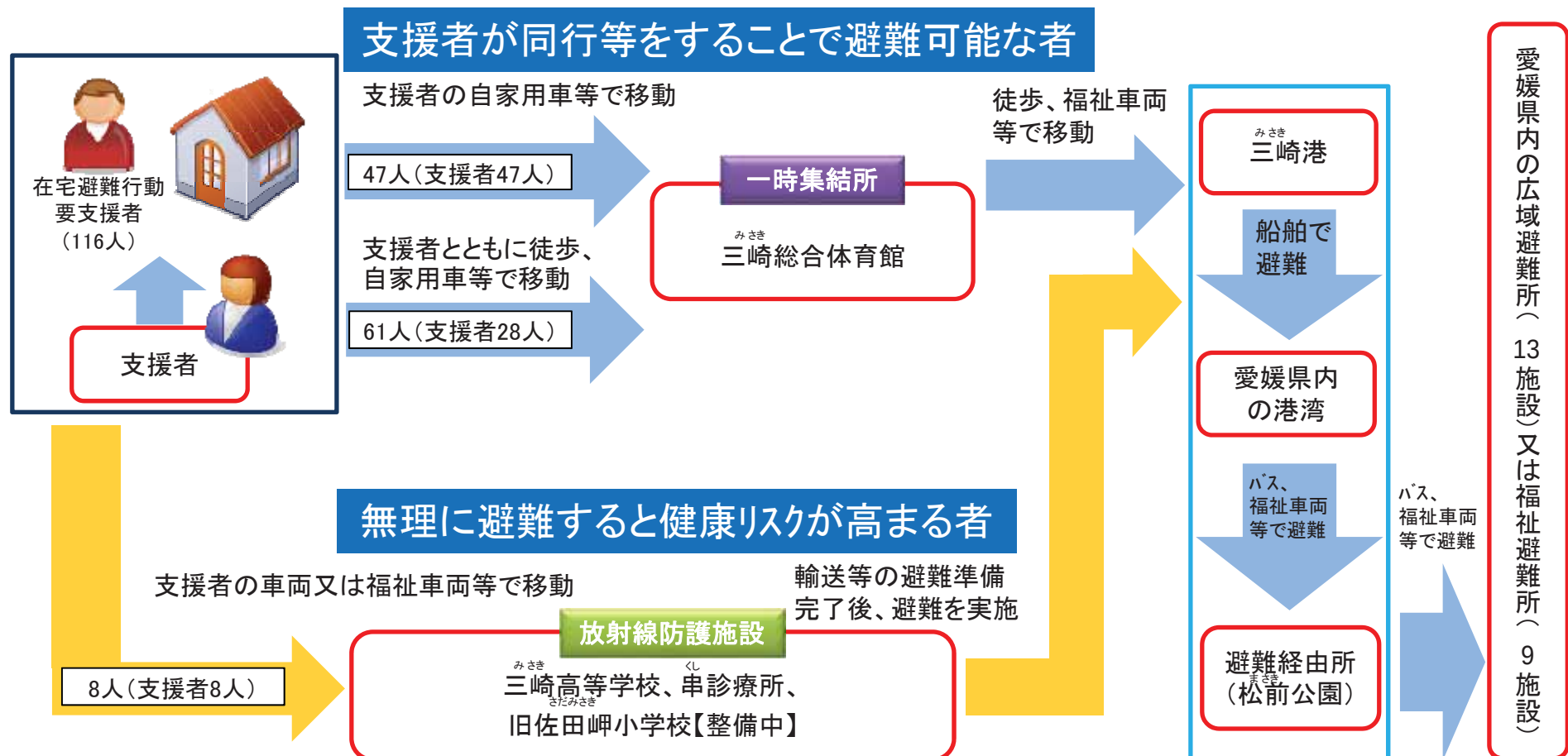
- 瀬戸地域の在宅の避難行動要支援者の54人うち、29人は支援者がいることを確認。残る避難行動要支援者については、伊方町、自主防災会議、民生委員、消防団等によるワークショップを通じて支援者を確保。
- 支援者の同行により避難可能な者は、支援者の車両、バス、福祉車両等で避難先へ移動。
- 無理に避難するとかえって健康リスクが高まる者は、支援者の車両又は福祉車両等で、近傍の放射線防護施設へ移動。



※ 避難行動要支援者の数は平成28年4月1日現在。

(ケース2) 三崎地域の在宅の避難行動要支援者の海路避難

- 三崎地域の在宅の避難行動要支援者の116人うち、83人は支援者がいることを確認。残る避難行動要支援者については、伊方町、自主防災会議、民生委員、消防団等によるワークショップを通じて支援者を確保。
- 支援者の同行により避難可能な者は、支援者の車両、バス、福祉車両等で一時集結所（三崎総合体育館）へ移動。
- 船舶の準備ができ次第、三崎港から、海路及び陸路により愛媛県内の避難先へ移動。
- 無理に避難するとかえって健康リスクが高まる者は、支援者の車両又は福祉車両等で、近傍の放射線防護施設へ移動。



※ 避難行動要支援者の数は平成28年4月1日現在。

(ケース2) 在宅の避難行動要支援者の避難先・避難ルート

- 国道197号が瀬戸地域と三崎地域の境界で通行不可となった場合、瀬戸地域における在宅の避難行動要支援者については、施設敷地緊急事態において、陸路により自家用車、バス、福祉車両等により避難経路所(松前公園)へ移動。
- 三崎地域の在宅の避難行動要支援者については、施設敷地緊急事態において、海路及び陸路により避難経路所(松前公園)に移動。
- 無理に避難するとかえって健康リスクが高まる者は、支援者の車両又は福祉車両等で、近傍の放射線防護施設へ移動。



(ケース2) 瀬戸地域において施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力

- 施設敷地緊急事態で瀬戸地域において必要となる輸送能力は、想定対象人数約360人について、バス10台、福祉車両17台（ストレッチャー仕様7台、車椅子仕様10台）。

	想定対象人数	必要車両台数※1,2			備 考
		バス※3	福祉車両※4,5 (ストレッチャー仕様)	福祉車両※4,5 (車椅子仕様)	
学校・保育所の児童等の避難 (6箇所)	182人 (児童等134人+職員48人)	5台	0台	0台	保護者への引き渡しによりその分必要車両台数は減少【資料P60】
医療機関及び社会福祉施設の入所者等の避難(3箇所)	130人 (入所者83人+職員47人)	4台 (入所者61人+職員31人)	5台 (入所者6人+職員6人)	8台 (入所者16人+職員10人)	【ストレッチャー仕様】 ○施設車両(1名乗り:2台) 【ストレッチャー兼車椅子仕様】※5 ○施設車両(ストレッチャー1名乗り、車椅子1名:1台) ○四電車両(ストレッチャー2名乗り、車椅子1名:2台) 【車椅子仕様】 ○施設車両(1名乗り:2台) ○伊方町(いかたちょう)車両(8名乗り:1台、4名乗り:1台、2名乗り:1台)
在宅の避難行動要支援者等の避難	45人 (要支援者35人+支援者10人)	1台 (要支援者27人+支援者7人)	1台 (要支援者2人+支援者0人)	2台 (要支援者6人+支援者3人)	【ストレッチャー兼車椅子仕様】※5 ○四電車両(ストレッチャー2名、車椅子1名:1台) 【車椅子仕様】 ○四電車両(6名乗り:1台)
在宅の避難行動要支援者のうち、無理に避難すると健康リスクが高まる者等を放射線防護施設に輸送※6	6人 (要支援者3人+支援者3人)	0台	1台 (要支援者3人+支援者3人)	0台	近傍の放射線防護施設に、四電福祉車両1台(ストレッチャー2人乗り)でヒストン輸送を想定【資料P66】 瀬戸(せと)地域:2往復(要支援者3人)
合 計	363人	10台	7台	10台	

※1 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値

※2 想定必要車両台数(バス、福祉車両)は、各施設又は伊方地域・瀬戸地域で必要となる車両台数を合算

※3 バスは、佐田岬(さだみさき)半島の地域特性を踏まえ、2種類の乗車人数(26名乗り及び46名乗り)により想定

※4 ストレッチャー、車椅子どちらも乗車でき、配置により乗車台数を自由に変えられる車両を多く配備しているため、実際配備している車両の仕様を基に必要台数を積算

※5 ストレッチャー兼車椅子仕様の車両で想定した場合は、ストレッチャー仕様と車椅子仕様にそれぞれ1台ずつ積算

※6 「無理に避難すると健康リスクが高まる者」は、輸送の準備が整うまで放射線防護施設内に屋内退避

(ケース2) 瀬戸地域における施設敷地緊急事態での輸送能力の確保

- 施設敷地緊急事態発生時には、医療機関、社会福祉施設、在宅の避難行動要支援者、教育機関の避難のために、伊方町、医療機関、社会福祉施設及び四国電力が保有する車両のほか、愛媛県と愛媛県バス協会の協定及び覚書に基づき、バス協会が配備する車両により、必要車両台数を確保。

		確保車両台数			備 考
		バス等 (バス、乗用車)	福祉車両※1 (ストレッチャー仕様)	福祉車両※1 (車椅子仕様)	
(A)必要車両台数		10台	7台	10台	
(B)確保車両台数		計20台以上	計7台	計10台	
確保先	伊方町	—	—	3台	【車椅子仕様】 ○1台(1台当たり:車椅子8名、その他2名乗り) ○1台(1台当たり:車椅子4名、その他18名乗り) ○1台(1台当たり:車椅子2名、その他22名乗り)
	学校、医療機関、社会福祉施設	14台	3台	3台	【バス等】バス:5～47名乗り、乗用車:4～10名乗り 【ストレッチャー仕様】 ○2台(1台当たり:ストレッチャー1名、その他3名) 【ストレッチャー兼車椅子仕様】(両方に換算) ○1台(ストレッチャー1名、車椅子1名、その他8名乗り) 【車椅子仕様】 ○2台(1台当たり:車椅子1名、その他3名)
	愛媛県のPAZ・UPZ圏内市町のバス会社	6台以上	—	—	バス1台当たりの想定乗車人数:46名乗り 愛媛県のPAZ・UPZ圏内市町のバス会社が保有する車両総数265台
	四国電力	—	4台	4台	【仕様】 四電福祉車両は、ストレッチャー、車椅子の配置を自由にえられる仕様であり、下記2パターンの配置を想定 パターン①:＜ストレッチャー2名、車椅子1名、その他4名乗り＞ パターン②:＜車椅子6名、その他3名乗り＞ 【配備台数】 4台(瀬戸地域)※1

※1 ストレッチャー兼車椅子仕様の車両を保有している場合は、ストレッチャー仕様と車椅子仕様にそれぞれ1台ずつ積算

※2 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)に支援を要請

(ケース2) ^{みさき}三崎地域において施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力

- 施設敷地緊急事態で^{みさき}三崎地域において必要となる輸送能力は、想定対象人数約480人について、バス11台、福祉車両14台（ストレッチャー仕様4台、車椅子仕様10台）。

	想定対象人数	必要車両台数※1,2			備 考
		バス※3	福祉車両※4,5 (ストレッチャー仕様)	福祉車両※4,5 (車椅子仕様)	
学校・保育所の児童等の避難 (4箇所)	308人 (児童等245人+職員63人)	8台	0台	0台	保護者への引き渡しによりその分必要車両台数は減少【資料P61】
社会福祉施設の入所者等の避難(1箇所)	57人 (入所者41人+職員16人)	1台 (入所者20人+職員4人)	0台	4台 (入所者21人+職員12人)	【車椅子仕様】 ○四電車両(6名乗り:1台) ○伊方町(いかたちょう)車両(8名乗り:1台、4名乗り:2台)
社会福祉施設の入所者のうち、無理に避難すると健康リスクが高まる者等を放射線防護施設に輸送※6(1箇所)	10人 (入所者6人+職員4人)	0台	1台 (入所者4人+職員3人)	1台 (入所者2人+職員1人)	近傍の放射線防護施設に、四電配備福祉車両1台でピストン輸送(ストレッチャー兼車椅子仕様で2往復)を想定※5【資料P64】
在宅の避難行動要支援者等の避難	89人 (要支援61人+支援者28人)	2台 (要支援者46人+支援者15人)	2台 (要支援者4人+支援者4人)	5台 (要支援者11人+支援者9人)	【ストレッチャー兼車椅子仕様】※5 ○四電車両(ストレッチャー2名、車椅子1名乗り:2台) 【車椅子仕様】 ○四電車両(6名乗り:1台) ○伊方町(いかたちょう)車両(2名乗り:1台、1名乗り:1台) 【資料P67】
在宅の避難行動要支援者のうち、無理に避難すると健康リスクが高まる者等を放射線防護施設に輸送※6	16人 (要支援者8人+支援者8人)	0台	1台 (要支援者8人+支援者8人)	0台	近傍の放射線防護施設に、四電配備福祉車両1台でピストン輸送を想定【資料P67】 三崎(みさき)地域:4往復(要支援者8人)
合 計	480人	11台	4台	10台	

- ※1 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値^{いかた}
 ※2 想定必要車両台数(バス、福祉車両)は、各施設又は伊方地域・瀬戸地域で必要となる車両台数を合算
 ※3 バスは、佐田岬(さだみさき)半島の地域特性を踏まえ、2種類の乗車人数(26名乗り及び46名乗り)により想定
 ※4 ストレッチャー、車椅子どちらも乗車でき、配置により乗車台数を自由に変えられる車両を多く配備しているため、実際配備している車両の仕様を基に必要台数を積算
 ※5 ストレッチャー兼車椅子仕様の車両で想定した場合は、ストレッチャー仕様と車椅子仕様にそれぞれ1台ずつ積算
 ※6 「無理に避難すると健康リスクが高まる者」は、輸送の準備が整うまで放射線防護施設内に屋内退避

(ケース2) 三崎地域における施設敷地緊急事態での輸送能力の確保

- 施設敷地緊急事態発生時に海路避難を行う場合には、三崎地域の各関係機関の保有車両を用いてピストン輸送することにより、一時集結所(三崎総合体育館)までの移動に必要な輸送能力を確保。
- 三崎港から愛媛県内の港湾に移動後は、愛媛県が手配する車両により必要車両台数を確保。

		確保車両台数			備 考
		バス等 (バス、乗用車)	福祉車両※1 (ストレッチャー仕様)	福祉車両※1 (車椅子仕様)	
(A)必要車両台数		11台	4台	10台	
(B)確保車両台数		計25台以上	計4台	計10台	
確保先	いかたちょう 伊方町	11台	—	5台	【バス等】バス:8～26名乗り 【車椅子仕様】 ○1台(1台当たり:車椅子8名、その他2名乗り) ○2台(1台当たり:車椅子4名、その他18名乗り) ○1台(1台当たり:車椅子2名、その他22名乗り) ○1台(車椅子1名、その他5名乗り)
	学校、社会福祉施設	14台	—	—	【バス等】バス:5～47名乗り、乗用車:4～10名乗り
	四国電力	—	4台	5台分※2	【仕様】 四電福祉車両は、ストレッチャー、車椅子の配置を自由に変えられる仕様であり、下記2パターンの配置を想定 パターン①: <ストレッチャー2名、車椅子1名、その他4名乗り> パターン②: <車椅子6名、その他3名乗り> 【配備台数】 4台(三崎(みさき)地域)※1

※1 ストレッチャー兼車椅子仕様の車両を保有している場合は、ストレッチャー仕様と車椅子仕様にそれぞれ1台ずつ積算

※2 「無理に避難すると健康リスクが高まる者」を放射線防護施設にピストン輸送した車両は、その後避難に使用するため必要台数は確保できていることから、5台分と表記

※3 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)に支援を要請○

(ケース2) 全面緊急事態における住民の避難先・避難ルート

- 国道197号が瀬戸地域と三崎地域の境界で通行不可となった場合、瀬戸地域の住民については、自家用車で避難できる住民は、自家用車により松前町の避難経路所(松前公園)に移動。自家用車で避難が困難な住民は、町又は県が配車した町内移動用車両で一時集結所(瀬戸総合体育館)に移動。一時集結所からバスにより避難経路所(松前公園)に移動。その後、松前町の指示する広域避難所に避難。
- 三崎地域の住民については、一時集結所(三崎総合体育館)に集合し、船舶及び大分県への準備が整い次第、海路及び陸路により大分県に避難を実施。
- 海路による大分県への避難が困難な場合には、愛媛県手配の船舶により、愛媛県内等への海路避難を実施。



(ケース2) 瀬戸地域及び三崎地域の観光客及び民間企業の従業員の数

- 瀬戸地域の観光施設における1日当たりの入場見込み人数は約800人、民間企業（従業員30人以上）は1社（約90人）存在。
- 三崎地域の観光施設における1日当たりの入場見込み人数は約950人、民間企業（従業員30人以上）は2社（約100人）存在。

瀬戸地域の観光施設の状況

地域名	施設数	入場見込人数
瀬戸地域（足成、佐市以外）	12	802人

※入場見込人数については、入場ピーク時（8月）における1日当たりの入場者数を基に算定

観光施設における入場見込人数：平成27年実績

瀬戸地域の民間企業（従業員30名以上）の状況（詳細）

地域名	民間企業名	従業員数
瀬戸地域（足成、佐市以外）	朝日共販(株)	94人

※従業員については、通勤に使用する自家用車、バスで避難

企業名及び従業員数：総務省・経済産業省『平成24年経済センサス活動調査』の調査票情報を基に現地確認を行った上で独自集計したもの

三崎地域の観光施設の状況

地域名	施設数	入場見込人数
三崎地域	6	954人

※入場見込人数については、入場ピーク時（8月）における1日当たりの入場者数を基に算定

観光施設における入場見込人数：平成27年実績

三崎地域の民間企業（従業員30名以上）の状況（詳細）

地域名	民間企業名	従業員数
三崎地域	西宇和農業協同組合三崎共選	59人
	西宇和（農協）三崎出張所	37人
合計（2社）		96人

※従業員については、通勤に使用する自家用車等で、一時集結所（三崎総合体育館）に移動

企業名及び従業員数：総務省・経済産業省『平成24年経済センサス活動調査』の調査票情報を基に現地確認を行った上で独自集計したもの

(ケース2) 瀬戸地域において全面緊急事態で必要となる輸送能力

- 全面緊急事態で瀬戸地域において必要となる輸送能力は、自家用車で避難できない住民、観光施設から避難する一時滞在者、合計約420人分:バス10台。
- 各事業所の従業員の避難方法については各事業所単位で周知(施設敷地緊急事態で、自家用車により帰宅)。

<瀬戸地域内で必要となる輸送能力>

	想定対象人数※1	想定必要バス数	備 考
自家用車での避難ができない住民	339人	8台	一時集結所にて乗車【資料P51】 1台当り46人程度の乗車を想定
観光施設から避難する一時滞在者	80人	2台	バス1台当り46人程度の乗車を想定 1日あたりの観光施設の入場見込み人数802人程度のうち、約9割が自家用車や観光バスで来場する想定で、その1割を想定対象人数として算入。【資料P74】
合 計	419人	10台	

※1 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値

※2 民間企業に勤務する就労者は、通勤に使用する自家用車等により避難経由所(松前公園)に移動

※3 想定必要バス数は、瀬戸地域で必要となるバス数を合算

(ケース2) 瀬戸地域における全面緊急事態での輸送能力の確保

- 全面緊急事態発生時には、自家用車で避難できない住民、観光施設から避難する一時滞在者のために、伊方町が保有する車両のほか、愛媛県と愛媛県バス協会の協定及び覚書に基づき、バス協会が配備する車両により、必要車両台数を確保。

＜瀬戸地域内の輸送能力＞

		確保車両台数	備 考
		バス	
(A) 必要車両台数		10台	
(B) 確保車両台数		計10台以上	
確保先	愛媛県のPAZ・UPZ圏内市町のバス会社	8台以上	愛媛県のPAZ・UPZ圏内市町のバス会社が保有する車両総数265台
	伊方町	2台程度	伊方町が保有する車両4台(合計69人)の車両を使用

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)に支援を要請

(ケース2) 三崎^{みさき}地域において全面緊急事態で必要となる輸送能力

- 全面緊急事態で三崎^{みさき}地域における、一時集結所(三崎^{みさき}総合体育館)までの移動に必要な輸送能力は、自家用車で避難できない住民、観光施設から避難する一時滞在者、合計約690人分:バス16台。
- 各事業所の従業員の避難方法については各事業所単位で周知(施設敷地緊急事態で、自家用車により帰宅又は一時集結所(三崎^{みさき}総合体育館)に移動)。

＜三崎^{みさき}地域内で必要となる輸送能力＞

	想定対象人数 ※1	想定必要バス数	備 考
自家用車で避難ができない住民	592人	13台	各集会所から一時集結所まで乗車 1台当り46人程度の乗車を想定 【資料P51】
観光施設から避難する一時滞在者	95人	3台	バス1台当り46人程度の乗車を想定 1日あたりの観光施設の入場見込み人 数954人程度のうち、約9割が自家用車 や観光バスで来場する想定で、その1割 を想定対象人数として算入。【資料P74】
合 計	687人	16台	

※1 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値

※2 民間企業に勤務する就労者は、通勤に使用する自家用車等により一時集結所(三崎^{みさき}総合体育館)に移動

※3 想定必要バス数は、三崎^{みさき}地域で必要となるバス数を合算

(ケース2) 三崎地域における全面緊急事態での輸送能力の確保

- 全面緊急事態発生時に海路避難を行う場合には、三崎総合支所の保有車両を用いてピストン輸送することにより、一時集結所（三崎総合体育館）までの移動に必要な輸送能力を確保。
- 三崎港から大分県内の港湾に移動後は、大分県が手配する車両により必要車両台数を確保。
- 大分県への避難が困難で、三崎港から愛媛県内の港湾に移動した場合は、愛媛県が手配する車両により必要車両台数を確保。

＜三崎地域内の輸送能力＞

		確保車両台数	備 考
		バス	
(A) 必要車両台数		16台	
(B) 確保車両台数		計16台以上	
確保 先	伊方町（三崎総合支所等）	2台程度	・伊方町が三崎総合支所等に配備している車両4台（合計52人）の車両を使用 ・ピストン輸送を想定

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）に支援を要請

 内閣府
Cabinet Office, Government of Japan

- 避難ケース例1
(移動距離等を考慮したケース)

避難ケース例2
(県北地域で受入れるケース)

避難ケース例3 (県南沿岸部地域で受入れるケース)

避難ケース例4 (内陸部で受入れるケース)

[illegible]

81